

結婚讀本

市川源三著

373

618



0038462000

0038462-000

373-618

結婚讀本

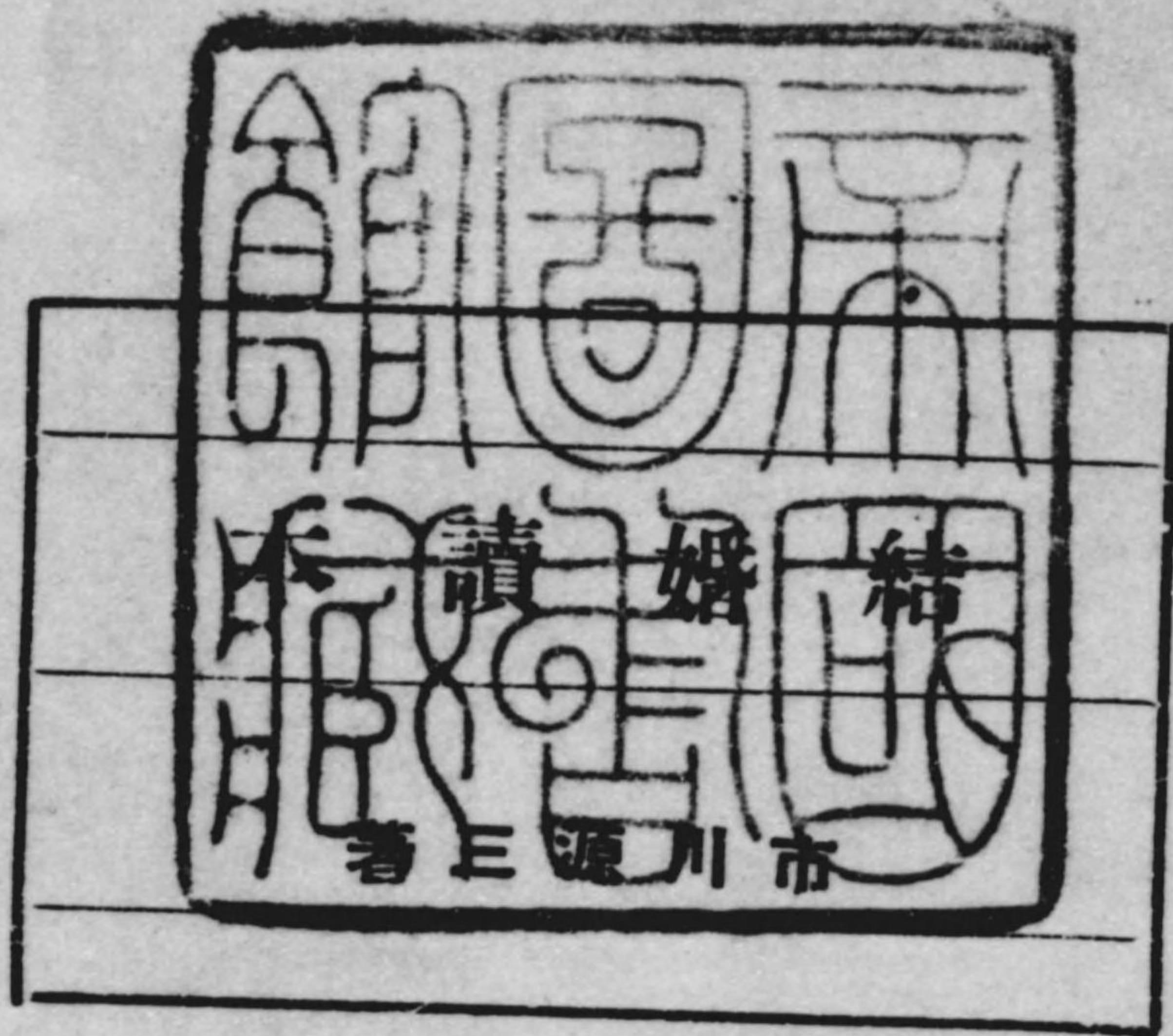
市川源三・著

婦女新聞社

昭和7

AGG

373
618



373-61

序

この書を未婚の女子におくる、同時に未婚の男子にも一讀を希望する、又年頃の息、娘を持つてゐる親御さん達にも捧げたい。人類始つて以來、休む事なく行はれて來た結婚に、何一つ纏つた教訓の無かつた我が風俗を、自分は不思議に思つてゐる。この書が貧弱ながらも、幸にかゝる缺陷を補ひ、結婚教科書の魁となつて、之から續々良書が出るならば、日頃、結婚改善を叫んで居る著者の、この上もない喜びとする所である。

昭和七年三月

著者識す

目次

一 何故結婚するか……………一

二 結婚の目的……………四

三 結婚の社会的目的……………六

四 完全結婚……………八

五 結婚の資格(その一)……………二一

六 結婚の資格(その二)……………二三

七 結婚の資格(その三)……………二五

八 結婚適齢……………二八

九 獨身……………三〇

一〇 愛……………三三

一一 求婚法……………三六

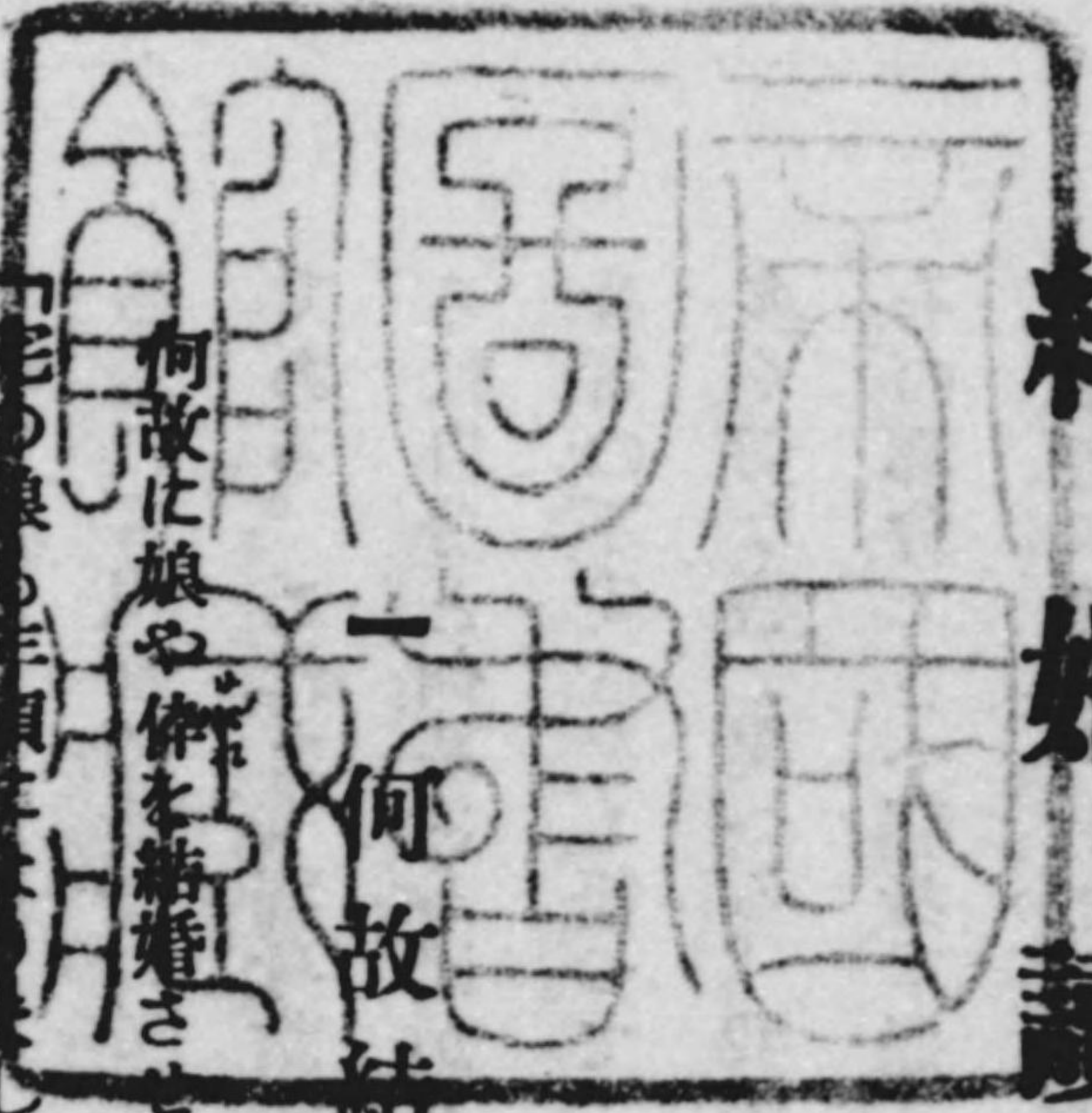
一二 戀愛と結婚(その一)……………三九

一三 戀愛と結婚・その二……………三
 一四 男女の交際……………三
 一五 男女の作法禮儀……………三
 一六 性の教育……………四
 一七 族内婚……………四
 一八 族外婚……………四
 一九 政略結婚……………四
 二〇 優良遺傳と惡質遺傳……………五
 二一 遺傳に關する迷信……………五
 二二 遺傳に就いての誤解……………五
 二三 血族結婚の可否……………五
 二四 婚選び・(一)主觀的條件……………六
 二五 婚選び・(二)客觀的條件……………六
 二六 遺傳の調べ……………六

二七 合性……………七
 二八 婚約……………七
 二九 婚姻の法律……………七
 (一) 婚姻は社會公認の行爲——(二) 終生の結合關係——(三) 共同生活——(四) 契約——(五) 一男一女——(六) 婚姻成立の條件——(七) 婚姻の効果——(八) 夫婦相互の權利義務——(九) 夫婦財産制——(十) 婚姻の無効、取消、及解消——
 三〇 離婚……………九
 三一 結納及び結婚の支度……………一〇
 三二 結婚式……………一〇
 三三 夫婦の道……………一〇
 三四 貞操……………一〇

結婚讀本

市川源三



何故結婚するか

「何故に娘の件を結婚させるのか。その親御に聞いて見ると、返答には色々様々ある、その一つは「宅の娘も年頃になりましたから、一日も早く縁付けたいと思ひます。小娘と小袋、全く油断がありませんから」といふのである。わが子を油断のならぬもの、少くとも誘惑の危険に曝されてゐるものと思つてか、或は、ともかくも戀は思案の外だから萬が一にも瑾がついてはと取越苦勞をしてかいつれにしても親は我が娘に信用を措かないものが多く、従つてかういふ動機で結婚を急ぐ親は相當にあるのである。その二は、右と同一の筆法を男に用ひた場合で「宅の件も年頃になりましたから道樂でも始められては困ります。早く嫁を貰つて遣りたいと思ひますから、どうぞ宜しく」とい

ふのである。娘以上に不信用な倅の事だから、かういふ動機で結婚を急ぐ親の多いことに何の不思議も無い筈である。

翻つて倅や娘の言ひ分を聞いて見よう。その一は「私ももう年頃になつて親が心配しますから」とか「私は結婚など急いでは居りませんが、年寄が心配するものでございますから」といふのである。苦しい時には親を出せで、この言分に敵本的の意味が籠つても居らうが、必ずしもさうばかりとも言へず、自分の心は少しも進んで居らないのに、親や兄弟に責め立てられて、心ならず出かけるものも相當にあるのである、その二は「同級の皆さま大概お片付きになりましたから」といふのである。これまで獨身論を唱へないまでも時期尚早論を唱へて居たものゝ、友の誰彼も結婚し、残るは自分と何某さんばかりと聞いては、今更ながら俄かに取残された者の淋しさを感じ、その上獨身者の不安さをも悟つて、さてこそ結婚する氣持が出たのであらう。かういふことは女の側により多く切な響を與へる。我國の風俗は昨今大いに變つたと言つても、都會は地方と違ふといつても、その都會でさへ獨身で通すことは大きな犠牲を拂はせられるのである。そこで親が亡くなつて兄弟の世話にならなければ立行かない人々は遂に不本意ながらも結婚生活に入らうとするのである。

この趣旨を男の側で言ふと、「どうも私の家は無人だから手不足だから金庫の番人が欲しい。老親の看護人が欲しい。仕事の助手が欲しい」と言つて結婚を希望するものも相當にあるのである。最後に、これは又變つた動機と言ふべきは、男なり女なりの身の上に深く同情する餘り結婚意志の芽ぐむことである。「彼の息は感心な男なのに可愛想だから宅の婿に貰ひませう」とか、「彼の娘は親もないし、兄弟もなし、たよりになるものが誰も無いので、餘りに可愛想だから、私が貰つてやります」とかいふのである。

以上陳べ來つた如く、結婚の動機にも様々あるが、最初の動機は愛欲的とでも名づくべきで結婚の目的を専ら愛欲満足に置いて居るものであり、中段に述べた動機は便利的とか實用的とか名づくべきもので、結婚の目的を専ら經濟生活においてゐるものであり、最後に述べた動機は慈善的とも名づくべきもので、結婚の目的を同情心に發したものである。是等の動機の何れにしても、それが善くないと言ふものは一つもない。否、善く無いものがあつたならば、結婚などと言ふ美名は負はせられないから、いづれも動機は善いには相違ないが、しかし決して十分に善いとは言へない。然らば十分に善いといふ結婚の動機は果して何であらうぞ。

一 結婚の目的

我々は生物である。我々のする事には生物としての目的が無ければならない。我々は又社會の一員である。我々のすることには社會の一員としての目的が無ければならぬ。我々は又理性的存在である。我々のすることには理性的存在としての目的が無ければならぬ。右の次第であるから、我々のする結婚にも亦生物としての、社會人としての及び理性的存在としての目的が含まれねばならない。その三つの目的が達成されて始めて結婚はその意義を充實せしめ得るのである。

さて、生物學上から見た結婚の目的は専ら子孫の繁榮と言ふ點にある。而して自然はその爲に種々なる計畫をたてゝゐる。下等動物は無性生殖といつて、雌雄の別に依らぬ生殖法を行ふ、即ちアミーバの如く分裂法に依るもの、又はかびの如く發芽法に依るもの、或は海草の如く接合法に依るものなどはそれであつて、いづれも雌雄の區別がない。従つて子孫が繁殖はしても新しい種の出來やうがない。永久に同じ形質を繰返して行くばかりである。新種の出來ないといふ事、異つた形質の子孫が出來ないといふ事は、即ち生物進化の不可能なことを意味する。親と異る形質が現れて始めてそこには宇宙の進化に適應する生物の進化が見られるのである。そこで、新種を造るにはどう

したら宜しいか。それは即ち雌雄生殖に俟つ他はない。方程式で示せば $A+B=C$ に於て、CはAに非ず、Bに非ず、兩者の綜合によつて創造された新種である。而して之はAにもBにも似てゐるが、而も之はAでもBでもない。そこに新しいものがある。新しきが故に、新しき社會、新しき宇宙に存在を全うし得るのである。

さて、雌雄生殖といふのは正しく此の新種を作るための生殖法である。而して雌雄は人間について見れば男女である。男女に依る生殖は即ち高等動物の生殖法である。自然は男女を作り之に依つて新種を作らうと計畫して居るのである。その結合を結婚といふのであるから、結婚の目的は新しい種の子孫を作るといふ點にある。而して、此の新種をつくる目的は、進歩しつゝある社會、進歩しつゝある宇宙に適應するやうな子孫を作ることにあるのであるから、それは親よりも退歩したものであつてはならない。即ちよりすぐれたる新種を作るのが男女結合の目的であるのである。優生學は此の目的を意識し、且つ之を達成せんとする主張である。之は結婚の生物學的目的を考へる時當然起る問題でなければならぬ。

さて男女の結合は自然から見れば極めて大切なことであるから、之を十分ならしめんために生物には愛慾の要求があたへられてゐる。自覺の力をもつた人間は子孫といふことを考へるが、自覺の

力をもたない動物は子孫を考へる力がない。たゞ愛慾の要求に驅られて結合するだけである。而もたゞ愛慾の要求にかられた結合であるが、その結果として子孫が作り出されるのである。されば結合の目的は子孫繁榮にあつて、愛慾の満足の如きはの副目的補助手段たるに過ぎないのである。

三 結婚の社會的目的

吾々は生物であると同時に社會的存在である。人間の特色は社會を作るといふことにある。

吾々人類は社會の一員であるといふことに大きな特色を持つのである。我々の結婚には、此の點から見た目的がなければならぬ。結婚は男女の結合であり、結婚生活は男女の共同生活である。さればこの結婚乃至結婚生活にも亦その社會的目的がある。そも／＼社會の様式を見るに大別して二つとする。その一つは例へば運動を目的とする運動會、學術研究の爲の研究會、或は利益を目的とする銀行會社、又廢娼を目的とする廢娼期成同盟會等々の如きもので、此等はすべてその目的が明であり、その目的が達成すると、その社會は當然解消するものである。

も一つの種類の結合は、その目的が明瞭でない。例へば血族團體、地域團體等の如きものであつて、地域を同うする爲に共同の利害關係をもつ市町村、又は血族を同うする爲に共同生活をする家

族親族の如きものである。

結婚は此の後者の様式に依る結合關係である。而してその共同の目的とする所は子供の養育を始め實用生活の共同、娛樂の共同、保健の共同等である。換言すれば全的生活の共同である。此の如く、夫婦生活といふ團體は、他の團體と三つの點に於てその特色を異にする。一つにはその目的が綜合的であること、二つには従つてその結合が永久であること、例へば子供を養育するに一人の子供が十分獨立出来るまでには二十年かゝり、その次々と養育して行けば、五人の子供の爲に少くとも三十年はかゝる筈である。それでその目的を達成しない間は、二人の關係は繼續されなければならぬ。三つには夫婦は互に異性であるといふこと。而して異性なるが故に、その間に愛慾の満足があつて相互の牽引力が甚だ強い。これも他の團體に見ることの出来ぬ特色である。

要之、社會の一員として考へた時、結婚の目的は夫婦の全的共同生活である。全的共同生活である爲に、團體の會員を作るには非常な困難を感じるのである。例へば學術研究會に在つては、學問だけについて共同すれば足りるのであるから、その會員を定めるのは比較的容易である。又半途で退會されてもその損失は少い。然るに結婚はあらゆる點で共同出来る人を探すのであるから、適當なる團員は容易に得られないのである。又一旦團員となつた以上、脱會することは對手に大きな

影響を與へる。何となれば、永續する筈の團體が一朝にして根底からくつがへされるからである。

夫婦といふ社會は小さな微力な社會である。それが孤立したのではその存在も覺束ない。況や人類の幸福を増進すること等思ひも寄らないところである。そこで此の小社會を保護する爲に國家といふ大社會が成立したのである。國家は國民の全的共同生活の保護をその目的とする。家庭は國家の保護に依つてその繁榮を見る。こゝに於てか國家は種々なる制度を設けて此の家庭を取締ることにする。これが家族制度の起原である。家族制度は決して家庭を脅威するものではなくて、親切に保護するものである。時に家族制度が家庭の目的と背馳することのあるのは、文化の進運につれて制度が進歩しないからである。制度を進歩させて行けば、此の衝突はまぬがれる。少くともその程度を減じ得るのである。

四 完全結婚

我々は生物である。同時に又社會人である。我々は此くの如き知覺的存在であると同時に理性的存在である。此の理性的存在といふ立場から見、結婚に自ら別の目的がある。之を結婚の理想的目的と呼んで差支へないであらう。我々は生物として結婚して、子供を生むといふだけでは満足出

來ない。又我々は社會人として結婚して、互に和合し苦樂を共にするだけでは満足出來ない。更に我々は結婚に依つて互に修養し練磨し合つて、より勝れた人物にならなければならぬ。それが結婚の理想的目的である。

よく夫婦の間柄を評して「子孫繁昌でお目出度うございます」といふが、之は夫婦關係の生物的側面に對する批評に過ぎない。又「よく和合して結構な御夫婦でございます」と評するのは夫婦を單に社會的存在として見た讚辭にすぎない。更に一步進んで「お二人は結婚後お互に人物を磨かれて一層人格者におなりで結構です」と讚美して結婚の理想的目的の達成を喜んだものと言へる。

そもく夫婦關係は相互に修養し合ふべきであるといふことは近時次第に認められて來たが、過去に於ては餘りそれが考へられなかつた。昔の離婚の理由に、「子無き女は去る」といふのがある。子無き原因が女子にのみあるのではないから、かゝる片務的な責任論は誤りである。のみならず、それは結婚を單に生物的關係にのみ置いて見る所に、更に大きな誤りがある。さて又「家風に合はぬから去る」といふのもあるが、之も矢張片務的責任論である所に缺點がある。家風に合はぬのは必ずしも女子のせいではなく、男子に原因することもあるからである。けれども更に、それが第二の誤りを犯してゐると思ふのは、それが結婚を單に、社會的關係としてのみ見てゐる點である。今

此の家風に合はぬといふ理由を結婚の理想的目的といふ見地から眺めるに、合はぬ理由は、妻が夫に比して餘りえらすぎるといふ場合もあり得るのである。その場合はむしろ妻を去らせる所か、頼んでも居て貰はなければならぬ筈である。又家風に合はぬといふのが、夫と合はぬのでなく、家の父母と合はぬといふこともある。殊に家族制度の強調された時代にはそれが重要な離婚の理由となつたのである。然し、この場合も、もし一家の家風を、より向上させる力を嫁に認めたらば、必ずしも妻を去るべきではない。されば家風に合はぬといふだけの理由で嫁を去るのは、矢張結婚の理想的目的を忘れてゐるからだといへるのである。

要之、結婚には三つの目的がある。生物としての目的、社會人としての目的、理性的存在としての目的、此の三つの目的を達するやうな結婚を私は完全結婚と呼びたい。それに對して、その中の何れか一つを缺く結婚を不完全結婚と呼び得るであらう。法律に於ては結婚の第一、第三の目的を度外視してゐて、たゞ社會人としての目的のみを説くのである。之は法律といふものが社會の安寧秩序を保つ爲の規定であるから、そのものゝ性質上これに限つて規定するのは當然のことであるが然し結婚の眞義がそれで足りると思つてはならない。

五 結婚の資格（その一）

誰でも結婚出来るかといふ問に對して、然りとも、又否とも答へられる。然りといふのは不完全結婚なら誰でも出来るからであり、否といふのは、完全結婚は大概の人には困難であるからである。そこで結婚の資格の有無を考へるには結婚の三つの目的について別々に考へて行くがよいと思ふ。まづ生物としての目的から見ると、結婚無資格者は少からずある。即ち、

(一) 全身虚弱で、生殖機能の不十分な者、
 (a) 神経衰弱、離婚の理由がはつきりしない場合を見るに、大抵こゝに原因があるやうである。ヒステリ症も同断である。

(b) 之といふ病氣はないけれども、全身虚弱なるもの、これは素人にも解るので、結婚しないものが多い。

(c) 妊娠に伴つて昂進する疾病を有するもの、例へば精神病、乳癌、二期以上の肺結核、肋膜炎、腹膜炎、心臓病、血液病、腎臓病等である。

(d) 生殖機能の不完全なもの、之には(1) 先天的に發育不全のもの、畸形のもの、(2) 女子では

卵巢、子宮に疾病あるもの、男子では精囊に故障あるもの等之に屬する。その原因の多くは性病である。

(二) 現在に何等の疾病がない人でも、親又は祖先から悪質の遺傳を受けてゐて、潜在した缺陷が子或は孫にあらはれる恐れあるもの。かゝる悪質遺傳を有する人は生れ乍らにして缺陷者であるのが普通である。かゝる子供は生れない方が、親にとつても子供にとつても幸福である。その子の生きる苦しみを思ふ時、又は親になげきを與へることを思ふ時、かゝる子供の生れることを制限しなければならぬと思ふ。

以上は生物としての目的から見た結婚無資格者である。結婚を單に生物の見地からのみ見るならば、かゝる人々は結婚を思ひ止まるべきである。事實産兒制限法が不十分であつた頃には。之らの人々には結婚を禁ずるがよいといふ議論が行はれて居た。けれども、その後滅種法 (Sterilization) を施して受胎を制止させ、結婚の幸福は之を味はせざる方がよいといふことになつたのである。

さて滅種法といふのは、X光線に依る方法もあるが、外科的手術に依るものもある。外科的手術は男子の場合は輸精管緊縛であり、女子ならば喇叭管緊縛である。是は男性の場合は實に容易であるが女性のはやゝ面倒である。

X光線に依る方法も相當完全のやうであるが、然し一年に一回位づゝ繰返さなければならぬさうである。手術の苦痛がない代りに、手数がかゝる譯である。

六 結婚の資格 (その二)

結婚の資格の第二は、結婚の社會的目的を達成し得ることである。

夫婦が新家庭を營むには先づ經濟的に獨立しなければならぬ。一定の収入を得、その範圍内で支出し、收支相應じて生計に不足なく決して他人の世話にならぬやうにしなければならぬ。夫婦が共同して一家の生計を立てる場合、普通には夫が収入を得、妻がそれを支出するといふ形式になつて居る。けれども時には夫の収入がなくなつたり、不足であつたり、或は止むを得ない支出が多額に上つたりするので、かゝる場合には、妻も亦収入の道を講じなければならぬ。消費だけが妻の仕事だといふのは世の常態に過ぎない。折々例外のあることを忘れてはならない。そして、その例外の場合に處するだけの修養と覺悟とは日頃から具へてなければならぬ。

又夫が社會人として交際して行き、或ひは國民として種々の權利義務を行使する上に萬遺漏なきを期する爲には、妻も亦相當の理解を持つてゐなければならぬ。つまり精神的にも一人前に獨立

したものでなければならぬ。

かくの如く男女が家庭を持つためには社会的に獨立人でなければならぬ。獨立人である爲には相當の教育をうけたものでなければならぬ。その上相當の年齢にも達してゐなければならぬ。今日我國の民法が規定して居る年齢は男子十七歳、女子十五歳であつて、而も丁年が男女とも二十歳になつてゐるのは矛盾である。大家族制度時代に於ては、單に世嗣を得る爲の結婚であつたから結婚するもの必ずしも獨立するものと限らなかつたので、かういふ年齢制も差支へなからうが、今日の小家族制度に於ては結婚することゝ獨立することゝは當然相伴はなければならぬ。故に今日の立場から見ると、過去に定めた規定には矛盾が感じられるのである。之は然し、過渡期にはいつでも感じられる矛盾である。スキスなどではさういふ場合、結婚したものは年齢の如何に拘らず獨立せる成年と見なすのである。

終りに女子について結婚資格の細項をあげれば、先づ必要に應じて、自力で収入を圖り得られることである。但し現在の我國の状態では夫婦が別々に各自の職業につくといふことは困難であるから、たと必要があつたら職業につき得るといふ能力を具へてゐればよいのである。そしてその爲には女子は相當に高い普通教育をうけてゐなければならぬ。

次に女子は社交、家政のすべてについて夫の代理をもつとめなければならぬから、男よりも廣範圍にわたつて知識をも趣味をも持たなければならぬ。

次に子女の養育は母の體が丈夫でさへあればよいが、子女の教育に到つては母親の修養も相當程度の高いものでなければならぬ。父親と違つて母親は直接子供の世話をするのであるから、衛生、道德、學問等に涉つて常に子供の話し相手になれるだけの素養をもつことが望ましい。要するに、結婚の社會的目的を達成する爲には、女子は精神的にも經濟的にも獨立出來なければならぬ。それには年齢も教育も相當の高さに達してゐなければならぬのである。

七 結婚の資格（その三）

結婚の理想的目的を達成するには更に特別の資格が要る。

そも／＼完全な人といふのは男でもなく女でもない、又男女を超越したものでなく、男女を綜合したものである。男女の綜合といふのは、同質のものを二つ合せたのでなく、異質のものゝ綜合である。かゝる綜合は男女二人が同一の理想を追求して行くことに依つて行はれる。而してその理想は無論男子だけの理想でもなく、女子だけの理想でもない、男女が協力して造つた完全人の模型

である。人苟くも結婚するならば相成るべくば、此の境地に入り得るやう努力すべきである。理想を持たぬものは現實に捉はれ小成に安んずる。今日のことだけに満足し、明日のことを思ひわづらふことを知らない。換言すれば、氣の張りといふものがなく、何らの進歩も示さない。かゝるものは結婚の理想的資格を持たないものである。

さて又、此の理想は二人が協力して作つた理想であり、又二人は協同してそれを追求すべきであるから、二人は各々自分だけの目的を追はず、互に相手の意見に傾聴し、相手の地位になつて考へて見る態度を持たねばならぬ。即ち寛容の精神がなければならぬ。そこで二人は消極的には寛容、積極的には協同の精神がなければならぬ。

次に協同といふことを速解して他人に頼り過ぎてはならない。萬事人まかせではならぬ。甲が乙に全く攝取されて了つたのでは綜合にならぬ。二人は各々獨立の精神を有して居て、而も協同するのでなければならぬ。一例を仕事の分擔にとらう。夫も妻も各々相手の分を犯さぬように努めると共に、自己の分擔に對しては十分の責任を持たねばならぬ。自己の責任を免れようとして起る夫婦喧嘩は餘りにも多い。

要之、夫婦の資格は單に子供を生むことにのみあるのではなく兩者の共同生活にある。否共同和合

するばかりでも尙不十分である。更に夫婦は互に忠告し合ひ、教訓し合ひ、二人は日一日とその人格を磨いて行かねばならない。かゝる夫婦こそ、結婚の理想的資格を持つといふべきである。

よく世間の男はいふ「若い妻を持ちたい」と。何故かと訊ねると、自分の思ひ通りになるからだといふ。之は二つの過失を犯して居る。第一に、若い妻が自分の思ひ通りになると考へることが間違ひである。三つ子の魂百までである。まして十七八歳にもなれば、いくら若い妻でも思ひ通りになるものではない。まして夫婦の間柄は又格別なもので、女の前に男は決してさう偉くは見えるものではないのである。

その上、さういふ若い妻からは、自分が教へられ、磨かれるといふことが全然ない。我々は人の上に立つて威張りたがる優越本能を持つてゐる。然し人間は同時に自分を教へ導くものゝないことを淋しがるものである。自己を完全にするためには、自分の上に立つて教へてくれるものを要求する。これを進歩本能とも言はう。であるから、妻が全然自分に對して與へる所がなく、徒らに自己に盲従してゐるとしたら、必ずやある物足らなさを感じるに違ひない。されば餘りに若い妻を持つことは考へものである。

又近頃は若い燕といふ言葉が流行する。年とつた女が若い男を配偶者（或は友達）に持つことを

いふのである。男が未熟で世間ずれのしてゐない點がうゝしくてよいのだらう。しかし、これも亦結婚の本旨に沿ふものでない。之は決して結婚の常態としては認むべきではない。さればこそ世人も「若い燕」といふ語をむしろ嘲笑的の意味に用ひてゐるのである。

八 結婚適齡

結婚の年齢は男女何歳を以て適當とするか。民法に規定された結婚年齢は男子十七歳女子十五歳である。凡そ法律に規定してあることは多くは最低限度を示すものであるが、此の規定も亦此の年齢で結婚して差支へないといふ程度のもので、此の年齢とするのが望ましいといふ趣旨では無い。そもく結婚適齡を定めるには、男女の生理状態と風俗習慣とを參酌せねばならぬ。女子の十五歳は月經初潮後の年であり、男子の十七歳は精囊の發育する年であり、一方我國古來の早婚風を今日俄かに改めることも困難であるから、不十分と知りつゝ、先づこの邊に標準をおいたものであらう。

然し、生理上から見ても結婚の望ましい年齢と言へば、女子は少くとも十八歳以上である。と言ふのは、身長のおびるのは十六歳、體重の充實するのは十八歳で、十八歳に於て女は成熟を遂げるからである。又男子は十八歳で身長がのびきり、二十歳で體重が充實する。従つてその適當な結婚

年齢は二十歳以上と見るべきである。元來生理上から見て女子に最も適した年齢といふのは、妊娠が早く分娩が容易く、かくて産れた兒の發育が良い年頃といふのであるが、それは十八歳から二十五歳頃までの間であり、又男の年齢は二十歳から三十歳位までの間である。

次に夫婦には經濟的生活及び修養生活があるから、此の方面から考へて年齢を定めねばならないが、當事者の職業や家庭の状況などに依つて異なるから、一概に論ずることはむづかしい。が大體に於て男女とも成年に達し、社會的に獨立し得るといふ年齢を標準とすべきだと思ふ。そこで女子なれば女學校卒業後二三年後がよく、男子なれば専門學校又は大學卒業後一二年後がよいといふことになる。今我國の男女初婚の年齢統計を見ると、女子は二十歳より二十四歳までの間に多く、男子は二十五歳より二十九歳までの間に多い。「婦人俱樂部」がかつて二六四、八〇〇人について初婚適齡を照會した返答によれば、男子は二十八歳、女子は二十一歳であつた。しかしこゝに女子二十一歳といふのは、二十二歳は二列びの迷信で忌まれて居ることを考慮して返答したものと思ふ。されば適齡は二十二歳か二十三歳であるのであらう。果せるかな、東京横濱の公立高女の卒業生の初婚年齢の統計は此の數字を表して居る。

さて何歳から早婚とし又晩婚にするかは、時代により地方によりて趣を異にするが、今日都市

で言へば女子十八歳以前、男子の二十歳以前を以て早婚とし、女子の二十五歳以後男子の三十歳以後を以て晩婚と見なしてよからうと思ふ。早婚の弊害については多くの説明を要さない。晩婚の弊害について言へば、先づ第一に夫婦の性的興味の減退である。愛慾は夫婦和合の上に缺くべからざる条件であるから、愛慾の減退は特に二人の間に精神的牽引力の強烈で無い限りは夫婦の和合を脅かすといふべきである。次に妊娠率の低いことである。又出産に際して困難を惹起し易いことである。さて男子の晩婚の弊害も女性のそれと同じく愛慾の冷却がその一である。のみならず晩婚の場合多くの男子は夙く既に他の婦人就中醜業婦に接して居る。その性道德の紊亂は勿論、性病蔓延をも伴隨してゐることは憂ふべきことである。されば男子も二十五歳以上の年齢に達したならば、出來得べくば一日も早く結婚すべきだと思ふ。文明諸國は男女とも初婚年齢が後れてゐるが、その結果は性道德の紊亂と性病の蔓延となつて現はれて大きな社會問題となつてゐるが、我々はその轍を履まぬやうに警戒せねばならぬと思ふ。

九 獨 身

昔は男の獨身者はあつたが、女の獨身者はなかつた。女はすべて結婚すべきものと決められ、若し

獨身であると「曰くつき」とか「かたわもの」とか嘲けられるのが普通であつた。

しかるに、今日では女の獨身者が著しく増加して來て、而も決して世間の嘲笑を受けることはないやうになつた。尤も、今日でも古い頭のもの、獨身の女をオールド・ミスと嘲るものが可なりあり、殊に地方へ行くとそれが一層激しいやうである。

さて獨身はよいか悪いかといふことになる、之は考へ方に依るのである。昔の佛教徒の中には修業の爲に結婚を思ひ止まり、生涯を獨身で通したのも少くない。歐洲でも中世の僧侶は佛教徒と同じく、禁慾生活を高調し、獨身生活を讚美してゐる。此の如く東洋西洋とも、ある時代には獨身を讚美したのであつたが、しかし一般の人々に獨身を奨励したわけではない。もし一般の人々が獨身を承認したとして、たつた四十年間結婚といふことが全く行はれずとすれば、もう人間は種切れになつて了ふ筈である。だから、獨身生活を讚美しつつも、それを奨励したのではないのである。

然らば何故獨身生活を讚美したかといふに、それは凡人には堪へがたい愛慾の抑制をなし得た克己心を尊ぶのである。故に獨身は讚美されたにしても、之を一般道德とすることは出来なかつたのである。

十九世紀になつてからは、科學では生物學が發達し、又哲學に於ては人性の情的方面を重視するやうになり、こゝに克己生活は人生の常道として説き得ぬは勿論、宗教家、學者と雖も獨身生活に誇りを感じることはないやうになつた。

此の如く思想的には獨身讚美論が甚だ衰へて來たのであるが、さて實際世間の獨身者の數はどうかといふに、反對に著しい増加を示して來たのである。何がこの不思議な現象を導いたのであるか。之に二つの理由がある。第一に生活程度が高まつた爲、生活難が愈々深刻になつたことである。獨身で暮すのは容易であつても、夫婦で暮すのは困難である。男が獨身生活を求める主なる理由はこゝにあるのである。第二に近代人の特色として個性の發揮を要求することである。男女とも個性の發揮を尊ぶ結果夫婦和合が比較的困難に感じられる。この困難を押切つて迄も結婚するのは容易でない。女子の獨身者は多く此の氣持から結婚を避けてゐる。即ち昔のやうに女子はどうしても結婚しなければならぬといふこともなくなり、又結婚が唯一の生活手段でもなくなつた今日、女子は自ら職業について獨身で暮すやうになつたのである。尙、獨身で暮すことが容易になつて來たことも一つの副因である。

従つて、今日では獨身といふことそれ自身に善惡があるといふ論は成立たないのであつて、要す

るに結婚が兩人に幸福を與へ、その人々の人格を高めて行くやうなればするがよろしいし、さうでなければ止したがよいのである。昔のやうに、どんな不満があらうと、いかに人格を破壊されやうと、すべてを忍んで結婚しなければならぬといふことは、最早や考へられないやうになつたのである。かゝる傾向はまことに當然なことではあるが、然し人間の愛慾といふものは決して抑へ切れるものではない。されば獨身を標榜する男子でも愛慾の満足を妻以外に求めてゐるのである。かゝいふことが一國の風俗となれば、道德の紊亂、醜業婦の繁昌、性病の蔓延等を招來する。のみならず、獨身であることはいつしか人格の缺陷を招くことになるのであるから、旁々結婚は出来るならばするがよろしい、只止むを得ざる場合にのみ獨身で通すがよいと言ふべきである。

一〇 愛

我々は自分に快感を與へるものに對しては愛を感じる。そしてひきつゞきその好感を味はふ爲にそのものを自分に近づけるか、自分がそのものに近づくかする。かゝる愛の情はそのものゝ種類に従つて自ら種々に分れる。

一、それが物品ならば我々は何らかの方法によつてそれを所有し、常に座右に置いて樂まうとす

る。之を愛玩と名づける。

二、それが子供であつたら、親は子供を愛する上に子供の世話をし、世話をして子供の喜ぶのを見て自分も喜びとする。之は親の愛、又は慈愛である。

三、それが親であると、子は親を愛する上に、感謝の念を抱き親の爲に盡さうと考へる。之を孝愛（單に孝）となづける。

四、それが兄弟である場合、兄弟は互に愛し又世話をし合ふ。此の場合二人の愛は相互的であり又世話し合ふことも相互的であるのが、その特色である。之を友愛と名づける。友人同志の愛といふものも兄弟の親に似てゐる。

五、それが異性である場合に愛が起る。而してこの愛は男と女とが略その發育の程度を等しくする場合に多く起るのである。而して二人の愛は相互的であり、世話し合ふことも相互的である。その上、之には更に異性愛といふ特別の感情が加はる。之を戀愛と名づける。

戀愛は他の愛とその性質に於て異なるばかりでなく、その強さが激烈である點に於て異なるのである（love is blind）といふ言葉が昔からあるが、それによつても如何に戀愛といふものゝ強烈であるかと解る。

さて、此の戀愛の心的状態を分拆してみると、まづ、他人に對する愛もある。即ち群本能に基づく愛である。次に互に唯一人の相手と共に行動しようといふ要求即ち伴侶本能に基づく愛もある。又そこには相手が自分にとつて便利であるといふ功利的な氣持も存在する。

更に此の上に異性愛が加はる。そも／＼異性愛といふのは之を二つに分けて考へられる。一つは感官的なもの、一つは靈的なものである。前者は性慾満足の要求である、すべて動物にその種族を保たせる爲に、均しく與へられた性本能である。動物は此の感官的本能に刺戟せられて異性間の結合を遂げるのであるが、人類に在つては此の満足の爲に相手の同意を要する。こゝに性本能は愛慾に昇華する。而して人類は更に愛慾を超越して靈的な戀愛に迄進むものである。精神的戀愛といふのは、互にその足らざるを補充し合ふ、即ち自己の不十分を異性に依つて補つて貰はうとする精神的要求である。自分獨自では免れ得ない不足を自分と異つた性質を有する異性に依つて補つて貰はうとするのである。故に此の場合、相手が單に一人の人であるだけでは足らないので、自分と性を異にするものでなければならぬ。かういふ要求が即ち異性を求める心である。

右にもとづいて戀愛を別つと、心理的戀愛と倫理的戀愛との二つに考へられる。感官主義の戀愛は前者に屬し、精神主義の戀愛は後者に屬する。動物には性本能のみで戀愛がない。自由結婚には

心理的戀愛のみが働いてゐる。清い正しい交際によつて結婚生活に入る人々こそ倫理的戀愛を解しうるのである。

一一 求婚法

今日行はれる求婚法に二種ある。交際結婚と媒妁結婚である。

交際結婚とは、男女が交際して互に相手の個性を理解し、戀愛を感じ、遂に同棲生活に入るものと言ひ、之を假に歐羅巴式と米國式との二つに分ける。米國式といふのは男女が幼少の頃から自由に交際し、成人するに及んで相思の仲柄になつたものが結婚するのと言ひ、歐羅巴式といふのは米國程自由ではなく、親が息子や娘を交際場裡やその他に連れ出し、その間に適當な配偶候補者を見出し、事毎に親子相談の上結婚を決定する方式を言ふのである。

米國式に於ては交際が自然に行はれ、男女とも徹底的に理解し合ふといふ利益があるが、同時に感情の動搖し易い青年に十分な思慮を與へないといふ缺點がある。歐羅巴式では互に徹底的に知抜けぬといふ不利があるけれども、世故に長けた親が一步一步健實に指導して行く所に大きな長所がある。その何れが適當であるかは人柄にも依り、國柄にも依ることであるが、我が日本の如く媒妁結

婚にあきたらず進んで何か適當な方法を取らうとしてゐる際には、少くとも最初は歐羅巴式に依るべきであると思ふ。

媒妁結婚と言へば、その名は同じでも、昔のと今のは大分相違した所がある。昔のそれは、先づ媒妁人が兩方の家庭を訪うて、その良縁なることを告げる。兩家は各相手を十分取調べて見て、良縁と認めれば「見合」を行ふ。見合には當事者と兩方の親と媒妁人とが立合ひ、娘は盛装してお茶を運ぶ。その際、無論息子と口をきかないし、つくづくと相手を眺めることもしない。私の一友人は相手があまり何も言はなかつたので、啞ではないかと言ひ出して媒妁人を困らせ、見合を二度したことがあつた。そんなことでも當時は驚異の眼を以てみられたものである。所が今日の媒妁結婚では先づ寫眞の交換をなし、簡単な取調べが済むと、とにかく兩人を「會見」させる。その「會見」は二度も、三度も、或は五六回にわたることがある。そして兩方が良縁だと認めると、最後に婚約が成立するのである。婚約後も結婚式までは相當の交際をさせて、歐米のエンゲイジの形式をとるのが多い。昔は見合の段まで進んでから、女の方で断るといふことは殆どなかつた。然るに此の頃では數回會見の後でも、女の方から断る場合が仲々多い。之は丁度米國に於て結婚を申込むのは男であるが、それを断る女が随分多いのとよく似て來た。彼の國では大抵女が結婚までに五六人の求婚

をはねつけてゐるさうである。

交際結婚の可否に關して疑問をさしはさむものが可なりある、馴合の結婚の結果がおもしろくないといふのである。なるほど馴合結婚には成績のよくないのが可なりある。けれども、それは決して交際結婚を否定する論據にはならぬ。そも／＼交際の動機を考へるに、營業上のもの、學術研究上のもの、精神修養上のもの、又は運動競技上のもの、或は娛樂上のもの等々があるが、夫婦といふものはこの五種の共同生活をすべてなし得る伴侶でなければならぬ。然るに所謂、馴合結婚の動機を見るに、そのうちの一部分、就中一緒に面白をかくしく遊んで見て氣に入つたから結婚したといふのが可成り多い。夫婦生活は娛樂ではないから、そのみを目的とする結婚の不首尾に終るのは當然すぎる程當然である。

も一つ馴合結婚が危ぶまれる理由は、媒妁結婚の風俗が行はれてゐる國で、馴合の結婚をする位のは、多くの場合普通の人よりも、克己心の乏しい人々で、さういふ人々は媒妁されて結婚した所で果して終りを全うするか疑問である。そこで私は今後結婚制度を改良するについては青年男女をして、各種の生活に亘つて交際するやうな風俗をつくることを第一の條件としたいと思ふ。それには男女の共學が何より善い。それが理想的方法である。然しそれだけではなほ十分と

は言へないから、一般男女の生活をあらゆる機會にもつと近づけなければならぬ。東洋に於ては男女の生活が餘りかけはなれすぎてゐる。これをもつと接近せしめることに依つて、眞に男性文化と女性文化との綜合になる圓熟した文化が創造されて行くのである。

一二 戀愛と結婚(その一)

一三十年前「戀愛なき結婚は罪惡なり」といふエレン・カイの主張を聞いた時驚いたり反對したりした人々も、今日では進んで此の語を名言として口にするやうになつた。時勢の變化ほど恐ろしいものはない。然し、今もなほ依然として残つてゐるのは、「戀愛より結婚へ」か「結婚より戀愛へ」かの問題である。そして前説に共鳴するものは交際結婚の主張者であり、後説に賛成するものは強制結婚に慣れた人々である。理論としては前者の方が進んでゐるけれど、實行としては後者の方に強みがある。而して結婚は單なる理論でなくつて實行であるから、實行難の場合は理論に多少の變革を加へなければならぬ。これらの點を如何に解決すべきであらうか。

「戀愛より結婚へ」は進歩的な人々、従つて若いものゝ一般に支持する所であるが、之に對して種々の疑問と反對とがある。その第一はどうしたら自由に戀愛し得られるか、青年男女の交際を許し

てゐない我が國風では戀愛する機會が得られないではないかといふのである。交際があつて戀愛が生ずる。交際なしの戀愛があるとしたら、それは瞥見に依るか噂に依るか他はない。噂や瞥見で異性を愛さうとするのは危険此上もなく、彼の寫眞結婚と何らえらぶ所がない。さて又いはゆる交際といつても婚約期間だけの交際の如きは、双方とも體裁を取繕ふから相手の真相の見極めることはむづかしい。或ひは又、婚約に入る前、年頃になつたからとて俄かに交際ははじめたとする。これもやはりお互に隠し立てをして、相手に自分をよく見せやうと努める所から、これも又お互の真相を理解することが困難である。故に結局は幼年時代より自由に交際させるより外によい道はないといふことになる。その上に、いはゆる交際といふのは實は社交といふ程度のもので、人の生活の各方面に亘つて接觸するものではないから、矢張相手の真相は知りえられやうとは思へぬ。そこで苟くも交際といふ以上は生活のあらゆる方面に亘らなければならぬ。

それには男女共學を除いて他に方法はないのである。米國が多年共學を支持して來た所以もこゝにある。共學の制度を實施しない限り、「戀愛より結婚へ」の實行は到底不可能な譯である。

その二は、「結婚は戀愛の墳墓なり」で、戀といふものは男女相離れて生活してこそ始めて榮えるものである。若し、二人が常にその生活を共にして、朝夕相接してゐたならば、互に見さめ思ひさ

めして了ふに違ひない。即ち結婚は戀愛の墳墓となるのが普照であるといふのであるが、此の説は戀愛と結婚とを別けて考へやうとする説であると同時に、もし戀愛に依つて結婚生活に入つて見た所で、結婚に永續性を與へるものでもなく、夫婦の和合を強めるものでもないと唱へてゐるのである。

右の説は戀愛の意義を餘りに狭く見てゐる。戀愛の墳墓となる場合、その戀愛はロマンチックな戀愛である。空想的戀愛であつたのである。もし戀愛が眞面目な着實なものであつたならば、結婚によつて益々その深さと強さを増して行くに相違ない。

一三 戀愛と結婚(その二)

「結婚より戀愛へ」は保守的なもの、従つて年寄りに依つて一般に支持されてゐる説である。此の説は封建時代の強制結婚に於て長い間は認されて來てゐるので、年寄は之に慣れてゐるから何の疑も狭まぬのは無理はないが、よく考へて見ると、多くの誤謬を藏してゐる。此の説の支持者は、まづ我國の離婚數の甚だ多いことに氣づかねばならぬ。離婚率の高いのは青年の戀愛の自由を無視したことに原因するのである。かゝる不健全な夫婦關係を看過してゐるのは、不都合十萬な話と言はね

ばならぬ。

次に「結婚より戀愛へ」と考へる人々は、結婚に依つて性慾の満足を得、又子供の愛を得る所から、二人の間に自ら戀愛が発生するものと考へてゐるのである。戀愛即ち性慾だ、子の愛は戀愛の機縁だとしてゐるのである。

此の説は違つてゐると思ふ。戀愛の基礎(背景)に性慾の満足があり、又子の愛が戀愛の強さを高めることは確かであるが、さればとて兩者を同一視するのは間違つてゐる。性慾の満足ある時、異性に戀愛を感じることは事實である。併し、それは感覺的であり、皮相的であつて、深刻でもなければ永續性も乏しい。戀愛はもとより性愛を包有したものは相違ないが、もつと精神的要素を含んだ、對人格的、對個人的な複雑な愛情である。されば彼と是とを混同するものは、純眞な戀愛の體験を持たない證據である。體験なくして戀愛を論ずること、これが抑々青年を誤らせるものとゐてはあるまいか。

「結婚より戀愛へ」の思想は強制結婚の行はれた封建時代には正當であつたにしても、自由民権が主張され、戀愛の自由が認められてゐる今日に於てはもはや時代錯誤の説と言はねばならぬ。かくて「戀愛より結婚へ」の新思想があらはれたのである。ところが最近に到つては更に新しい主張が

起つた。即ち戀愛から結婚に入つても必ずしもよい結果を齎らさない。眞に好配を得る爲には戀愛だけでは不十分である。どうしても先づ試験的に結婚生活をしてから、然るのち眞の結婚生活に入らねばならぬと説くので、試験結婚といふのがそれである。ラツセルの如きは之を最も進んだ説として支持してゐる。又リンゼイは交友結婚説を主張し、二人の同棲の間に眞に愛し合ふ見込みがつき、収入が一家を支へるに足り、又二人の健康が子供を育てるに適することが明かになつてから、家族結婚(即ち従來行はれた結婚生活)に入るべきである。もしそれらの見込みが立たなかつたら、兩人は何の異議も申立てずに快よく別れるがよいと説いてゐる。又、コロンタイは戀愛遊戯を提唱してゐるが、之はむしろ結婚遊戯といふ方が適切である。曰く、子供が遊戯の際、大人の仕事の眞似をするやうに、結婚の眞似をして見るがよいと、以上の三説は略々同様の意見を述べてゐるのであつて、結婚に入るには單に戀愛するだけでは足らぬ。和合可能の有無を實驗に訴へて見定めるがよいといふのである。

以上の諸説を見るに、無論一理はある。殊に昨今次第に高まり行く離婚率を何とかして減じようとして考へられた案であるから、決して等閑視に附すべきものではない。然し之らの方法の實行は一難を救つて他の難を招くといふ結果に陥ると思ふ。元來人間は精神を有するものである。人間の

結合に於て、その適否は二人の心掛け如何に依つて左右されることが大きい。最初から解約すべきものとして結婚すれば、夫婦は和合せんとする努力を失つて、和合出来るところをも和合せずに終ることがある。かゝる説は、畢竟人間を單に機械的に見て、夫婦の和合不和合が必然に宿命的に起るものと解するものである。人の自由意志を無視し、理想を追つて向上する人間の尊い性質を忘れてゐる説である。

一四 男女の交際

青年男女の交際に就て、昔はこれを危険視するあまり、只管男女を隔離しようと努めた。「男女七歳にして席を同うせず」といひ、或は「箱入娘」「深窓の佳人」などと言ふのはその證據である。今日では、もはや、かゝる手段に依つて男女を隔離することが出来なくなつた。汽車、電車、公園、運動會場、競技場、遊園地、海水浴場、映畫館、寄席、講演會、展覽會、百貨店等に於て、男女は自由に接觸してゐる。如何に保守的なものと雖も、なほ之を隔離しようとは思ふまい。しかし既にかういふ場合に接觸させる必要があると思ふ。人間の仕事には修養(研究)と運動(遊戯)と勞務(勤務)の三つがあるが、單に運動遊戯の際にのみ男女を接觸せしめて、勤務と修養との際に隔離させ

て置く今日の風習は、決してよいものとは言はれない。昨今次第に勤務の場合に於ける男女の接觸が多くなつたやうであるが、ひとり不思議なことは、修養、研究の場合に男女が接觸することに反對するもののあることである。即ち男女共學に反對するが如きは、小さい心配の爲に大きな目的を失つてゐるものといふべきである。

そも／＼男女の交際が道德的危険をひき起すのは、主として二つの理由に依つてゐる。その第一理由は交際が精神的でないといふ事である。元來交際といふことは、座席を共にし飲食を共にするといふやうな外形的なことではなくして、精神的、靈的に通ふあるものゝあることである。如何に膝をつき合せて座つてゐても精神が通つてゐなければ交際とは言へない。日本の男子は放縱な生活になれて克己心に乏しい爲に、婦人に接すれば直ちに本能に左右される。かるが故に、男女の關係とさへ言へば肉體的關係となるのである。さういふ風に慣れた多くの人は、多數の間には潔い靈的交際があるのまでも、之を醜穢視して了ふ弊がある。肉體的關係に墮しやすい弊風と、潔い關係をも醜穢視する弊風とその兩者を一掃するのでなければ、男女交際を奨励するわけには行かない。

第二の理由は、男女關係の不自然といふことである。男尊女卑の弊風が依然青年男子の心底に流れてゐるが爲に、男子は自らその横暴と放縱とを自覺することが出来ないのである。すべて交際は

對等的なものであつて相手の人格を尊重するものでなければ眞の交際ではなく、その交際に依る美果は收め得ないのである。婦人の人格尊重即ち男女平等觀の普及はこの點から見て目下の急務とされるのである。

以上の精神的準備と相俟つて必要なのは男女間に於ける作法を確立することである。今日我が國の作法は甚だ紊れてゐる。その昔東方の君子國といはれた面影はどこにもない。殊に男女間の作法は從來全く隔離してあつたのだから必要を認めなかつたので、なかつたのも道理であるが、今は男女の接觸の繁くなつて行く以上は、その交際から起る弊風を豫防するために、そこに禮儀作法が造られねばならないと思ふ。

一五 男女の作法禮儀

アメリカへ旅行したことのあるものは誰しも氣のつくことであるが、アメリカ人の住宅には少しも垣根がない。どこの家にも綺麗な庭があつて、花が咲き、うまさうな木の實がなつてゐるが、その家には垣根といふものがない。たまく／＼あつてもそれは地所境の標であつて、高さもほんの一尺か二尺、人が入るのを妨げるやうなものではない。どうしてさういふ様に垣根が無いのであらうか。

それは他人の屋敷の中には大人は勿論子供でも断りなしには入らないからである。何故に断りなしには入らないのであらうか。一般市民の心得の中に、他人の權利を犯してはならないといふ確かな垣根が結うてあるからである。男女の關係に於ても、やはり同様であつて、小學校から大學まで官公立の學校では悉く男女共學で、而も名前のABC順にならんでゐるから、男子席女子席の區別さへないのである。それ程自由に交際して居つても、アメリカの女子は日本の女子よりも餘分に品行を紊してゐると思はれない。何處の國にも間違ひはあるが、その數は同じ位と思はれる。

そこで思ふに、我が國でも今日の如く男女の相接する機会が多くなつた時勢に於ては、男も女も形のある垣根に代へるに形のない精神的垣根をこしらへるやうに心掛けなければならぬ。その點から見れば、日本の男女はあまりに未熟である。男女間には禮儀も作法もないし、又兩方の間の道徳も極めて微弱なものである。この點については一般の男女に向つて大いに反省を促さなければならぬことであるが、先づ男女間の禮儀作法として必要な箇條を次に擧げて見よう。

(一) 山間僻地では今なほ男女の混浴が行はれてゐる。

それは悪い習慣であること明白であるから、止めなければならぬ。

(二) 日本の共同便所は男女とも同一のものをあてゝあるが、それも悪い習慣である。男の便所

女の便所は全然離した場所におきたいものである。尤も家庭においては男女の別を立てる必要がないことはいふまでもない。

(3) 欧米の婦人は着物をきかへる時は必ず小さい室に入つて人の目をさけるが、日本のたしなみのない婦人は何處でもそれをやる。之も悪習慣である。よろしく欧米婦人の如くありたいものである。

(4) 日本の婦人が平氣で肌を露はすのは感心出来ない。西洋には裸體畫などが賞玩されてゐるが、それは美術上の問題で、他人殊に異性に肌を見せるとか、下着のまゝを見せるとかいふことがない。随つて男が裸體になることもないが、女が肌脱ぎになるなどのことは絶対にないし、素足になることさへない。但し、夜會に出る時に腕を出してゐる習慣は日本人には下品のやうに見えるが、あれは禮式の場に限つてのことである。

(5) 西洋では婦人のゐる部屋に斷りなしに男が入るやうなこともない。殊に寢室とか船のケビンとかいふ所には絶対に入らない。公の室でも男女二人だけになつてしまへば、必ず戸を開けて置いておなければゆつくり話をしてゐることがない。日本に於てもかくありたいと思ふ。

(6) 男女二人の行動は慎まなければならぬと思ふ。噂だけ聞いて實際を知らない人は欧米の若

い男女は勝手に散歩や遠足に出ると思ふかも知れないが、夫婦約束したものゝ外は必ず男が二人女が二人以上でなければ出掛けないといふ固い習慣が守られてゐる。その上、夜間十時以後に女の一人歩きといふことを大變きらつてゐる。その際男との同行は猶更排斥されて居る。婚約の間柄でも結婚の式が擧げられるまでは、二人で夜おそくまで外出するとか、又宿泊の旅行をするとかいふことがない。

(7) 男女が話をする際には誰に聞かれてもよいやうな話をするといふ習慣を持ちたいものである。他所の人が入つて来た場合急に話をやめるのはその人に對しても無禮であり、又自分達二人の身分に對しても種々の疑惑をかけられる原因となる。西洋ではこの邊の注意が行きとゞいてゐて、男女は他人に聞かれてもよい話をし、そこへ人が來ても依然話のつゞきをすべきものと教へられてゐる。従つて性に關する事など輕々しく話合はない。日本のモボ、モガはかうした注意を知らずに電車の中などで、人に聞えるやうな聲で月經が不順だとか、子宮が悪いとか、妊娠してゐるとか、受胎制限を實行してゐるとか言つてゐるが、こんなことは欧米諸國にはない無作法である。西洋人は「おなか」以下の言葉は決して使はない。「胸」とか「心臓」とかは使ふが、それ以下の「おなか」とか「お臍」とか「お尻」とか言ふ言葉は決して使はない。又妊娠してゐる姿を人に見せるの

は下品としてゐるから、姪婦はなるべく外出しないやうになり、又公開の席上にも出ないやうにしてゐる。日本の婦人もかういふ氣持は持たないものである。

右に述べたやうな美風はその奥に男女とも童潔を守らねばならぬといふ良心が輝いてゐて始めて行はれるものである。遺憾ながら日本には之らの美風が行はれてをらない。而も男女關係は美しいと自負してゐる。果して眞なりや、甚だ疑はしいと思ふ。

一六 性の教育

男女交際が自由に、而かも正しく行はれる爲には、青年男女は一方に於て男女間の作法と男女道徳とを心得ねばならぬが、これと同時に他方に於て性の教育を受けておかねばならぬ。

抑々性の教育には二つの方面がある。一つは性の科學的知識を學ぶことであり、二つは性に關する情意をきたへて品性を陶冶することである。

法律と科學とは何人にも解放さるべきものであるが、世人は往々にして女子に法律を授けると生意氣になるなど、言ふものがあるが、不都合な話である。又、性の科學を知らせることは危険であるなど、言つて反對するのも、前同様に不都合千萬な話である。

元來、性の本能はあらゆる生物の所有するもので、人間とてその選に洩れない。而かも愛慾の力は何人も之を抑制し得ぬ程の強さをもつてゐる。されば、之が爲に生涯を誤るやうなことも随分多いのである。

古の宗教家は、性本能の餘りの強烈なのおそれ、之を罪惡として排斥せんと努力した。けれどもその努力は酬いられなかつたのである。然るに、近代に於ては却つて人間の情意を尊重し、その情意の一部な才愛慾を壓迫せずして、却つて適當に指導しやうとする傾向を生じて來たのである。

かくの如く性に關する正しい知識を得、性本能を正しく統制することに依つて、青年は性の問題の爲に、人生を誤るやうなことがなくなるのである。かゝる教育が即ち性の教育であつて、性の教育が十分に適當に行はれたならば、青年男女は決して人生を誤るやうなことはなくなる筈である。

所が、世人はこの件に關して種々の誤解を持つてゐる。第一には、性的事項が人生の根本要素であることを忘れて、之を不潔視しようとするのである。無論それが不潔物として棄て去り得るならばそれでもよからうが、前に述べた如く、性本能は決してさようなものではない。のみならず實は不潔でも何でもないのである。これは古い宗教家がすべて感情を罪惡視し、理性を高尙なものとしたその傳説を捨て去り得ないのに過ぎない。人生の價値はむしろその情意の方面にある。しかし

て情意の内の主要部分を占めるのは愛慾である。故に之を不潔視し、罪惡視するのは全く理由がない。統制よろしきを得たならば、性の本能は決して不潔どころか却つて人世を潤すのである。又さう考へる青年は性に關する問題がある毎に、十分なる思慮を以て之に當るやうになる。又そのことをかくし立てせずすべて教師や兩親に打ち明けて、その指導を受けるやうにもなる。すべてものは重要視せぬから誤り、又かくしだてするから誤る。これを不潔視せぬやうになればその二つの誤りを取除くことが出来るわけである。かくして種々の不愉快不作法不衛生不道德がとり去られて行くのである。

さて又性の慾望は如何にして之を統制すべきかを考へなければならぬ。而して統制は青年自身には出来ぬことである。それには教育者の指導者を俟たなければならない。然るに従來は教育者にもその準備が出来てゐなかつた爲、青年は五里霧中にさ迷はなければならなかつたのである。

一七 族 内 婚 — Endogamy —

今回より數回に汎つて、配偶者の選擇について説かう。社會は我々の配偶者の選定について古來種々の規定を設けてこれを制限した。その規定の多くは既にほろびてゐるが、中には依然として吾

々を支配してゐるものもあるから、一應之に關して調べて見る必要がある。

まづ族内結婚(Endogamy)を考へて見る。之は配偶者を自己の屬する團體の中からのみ選び、決して他から求めることを許さない風俗であつて、族外結婚(Exogamy)とは全く違つた規定である。尤もこの兩者は相抵觸することなく、同一部族内に相並んで行はれてゐるものではある。

他種族のものとの結婚を嫌ふ風は、昔は殊に強かつた。上古に於て、神別、皇別、蕃別の區別を立て、その間の結婚を禁止しやうとした風俗は明かに存してゐた。今日でも内地人はアイヌ族や臺灣の生蕃と結婚することを嫌ふのが一般であらう。歐米でも、白色人は有色人と結婚することを嫌ふ風が相當に強い。尤も自分より優れた民族と思ふ時には、それとの結婚をよろこぶ事には、どの民族にも變りはないから、低い方から高い方へと希望するのは昔も今と變りはあるまい。

さて又中古に於て、源氏と平氏が婚を通することを避けたなどは、自己の種族を保護する上に必要であつたからであらうが、矢張族内結婚の一種である。

宗教上の宗派を異にするが故に結婚を禁ずる風もある。クリスチャンは他宗のものとは結婚しない、又他宗のものもクリスチャンとの結婚を嫌つてゐる。實際結婚して見れば何の故障もなくとも、單に宗派の違ふことが、結婚を禁ずる大きな理由とされることが屢々あるのである。佛教徒の中にも

日蓮宗の人等是他宗の信者を嫌ふ風があるやうである。

次に同一民族でもその中に階級の相違があれば、その間の結婚は大體禁ぜられる。我が國に於て昔は華族と士族、士族と平民間の結婚は、まづ大體に於ては禁ぜられてゐたと言つてよい。今日依然陋習として残つてゐる彼の水平社との結婚を嫌ふ風などの如きは、此の階級的族内結婚の遺習であらう。又門閥の上下をやかましくいふ傾向も今日残つてゐるが、これもやはり同種族間の階級制度を是認した時代の遺物である。田舎などで現代思想、即ちデモクラシーの思想を受けてをらぬ所では、中々この陋習は去りたいと見える。

之を要するに、族内結婚といふ風俗は古代に於ては強い力を持つてゐたものだが、デモクラシーの今日は最早その勢力を失つて行き、男女は意氣投合しさへすれば、その他は問はずに結婚するやうになつた。而して陋習として残つてゐる族内結婚の遺習は次第にうすれて行き、たゞ男女兩人の協調の上に支障あるか否かだけを考慮に入れるやうになりつゝある。その昔族内結婚が行はれたのも、これに依らなければ二人の生活を調和せしむるに不都合があつたこともあらうからで、その實質的の意味を失つた今日に於ては、徒らにその形式だけを保存しやうとする必要も失せたのであらう。

一八 族外婚

—Exogamy—

族内結婚の制度は、配偶者を自己の屬する團體の中からのみ選び出し、決して他から求めることを許さない道德的風俗であるが、族外結婚の制度は、配偶者を自己の家族、血族、姻族等の間に求めないで、却つて他の家族他の血族若くは姻族から求めさせやうとする道德的風習である。

昔から普く行はれてゐるのは、倅が母と、父が娘と結婚することを禁ずる規則で、此の規則に外れた慣習を有する民族は嘗てあつたかどうかさへ疑はしいほどである。

次は父母を同じくする兄弟姉妹の結婚で、これも前例と同じく普遍的に禁止されてゐるものであるが、兄弟結婚はある王族、又は酋長の間には行はれたことがある。而して異母の妹と兄との結婚は稀れでは無い。

叔父と姪との結婚は許されて伯母と甥との結婚は許されないのはユダヤの法律であつた。此の點について世界各國は必ずしも慣習を同一にしてゐない。或國では兩者を許し、或國では一方を許し或國では兩者を禁じてゐる。我が民法は此の兩者を禁じてゐる。

いとこ同志の結婚については各國風俗を異にしてゐる。或國ではこれを禁じてゐるが、或國では

これを許すのみか、最も適當な結婚だと奨励してゐるものもある。

我國の民法はこれを許してゐるが、優生學上から見ると、惡質遺傳を有するものは無論避けた方がよいし、それを有さないと思つてゐるものでも有無の判定は相當むづかしいことであるから、避けたに越したことは無い。しかし、いとこ同志戀愛に陥つた場合などは強ひてこれを避けるほどの必要も認めないのである。

「同姓相娶らず」といふのが支那古來の風俗である。支那民族は種々の民族の混合で、従つて姓の種類が多く、百姓といふ語がある位である。姓といふのは我が國の氏（源氏平氏などの）といふよりも遙かに血縁の遠いものを指すので、上古の皇別神別などの別に相當する。我が國にはこれに類する風俗は無い。

古來ローマには六等親内の者同志の結婚は不法にして不道德だとされた。その後この禁制は次第に緩和されて、今日では三等親までは禁ぜられて四等親からは許されるようになった。

血族結婚以外に、縁組によつて親族になつたもの同志の結婚も禁止されてゐる。例へば男がその妻の姉妹と結婚をすることを禁ずる國もあるが、或は之を許してゐるものもある。又國によつては妻の生時は許さないが、死後は許してゐる國もある。

洗禮に於て教父となつた男と受洗した女との結婚はローマ時代には禁ぜられた。此の種の禁制は他にもある。養父母と養子女との結婚の禁制の如きその一種であつて、我が民法に於ても養親と養子との間の結婚はこれを禁じてゐるのである。

どうして族外結婚の風俗が起つて來たか。その原因如何、これには種々あらうが、根本原因といふべきものは、同族結婚はその子孫に有害な結果をもたらすからだらうと思ふ。家族や近親のものは同居する、同居の親密なもの同志には愛慾が起らない。否單純な交際はして居て、婚關係を結ばうとするに嫌氣がさすものである。そこで近親間の結婚は悪いとして禁止されたのであらう。今日はこれを不倫の行爲などといつて専ら道德的意義に解釋して居るが、その實は優秀な子孫を得たいと言ふ生物學上の要求即ち優生學的要求からだと思ふべきである。

一九 政 略 結 婚

配偶者の選定は須らく結婚の目的に準據して取行はるべきであるが、此の點から見て族内結婚制にしてもその價值とその効果とは極めて僅少である。尤もそれら風習の内にも多少は民族發展上利益のある點もあるので、その點だけは今日の結婚制にも殘存してゐるのである。さて次に政略結婚

について述べよう。これも亦結婚の本義にもとづいた結婚法とは言はれないが、それが嘗て行はれたといふには、それ相當の理由があつたのである。政略結婚の露骨に行はれたのは、何と言つても氏族制時代であつたと言ふべきである。此の時代に於いては氏族と氏族とは常にしのぎを削つてゐた。そこで自己の氏族の強大を圖るには、自己氏族の結合をいやが上にも鞏固にする事で、これが族内結婚制の行はれた所以である。源氏は平氏と通婚を避けた如き、その一例である。その次には小氏族同志團結し、相協力して大氏族に當ることである。團結の方法は他に無い。婚姻を通ずるに在る。戦國時代、織田信長は好んで政略結婚を行ひ、或は北條氏と或は徳川氏と、或は甲斐の武田氏と好んで通婚したものである。時としては優劣の無い二つの種族が相對立することがあると、兩族の間に争闘が續いて双方は不安を感ずること夥しい。そこで兩族の首脳部が互に婚を通じて、和合を圖ることがある。徳川氏と豊臣氏と相對立することを恐れて千姫を秀頼に嫁せしめたのはその一例である。

今日に於ても政略結婚が屢々行はれる。而してそれは主に兩親の意志から出るのであるが、時としては當事者の意志から出ることもある。男の側から出ることもあり、女の側から出ることもある。かゝる結婚の多くは終を全くするもので無いことは問ふまでもないが、しかし悉くが失敗に終るも

のと言ふやうに、簡単に片附けることも出来ない。今日行はれる政略結婚は、財産家と婚を通じて家運の回復を圖らうとする如き、門閥家と通婚して家格の向上を圖らうとする如き都鄙を問はず行はれてゐるが、いづれも政略結婚と稱すべきであらう。

政略結婚は封建時代の如く、婦人の人格が認められず、その自由が束縛された時代には、行はれて害がないばかりか、利益さへあつたであらうが、今日の如く男女平等の世の中になつて男女共に個性に目覺めて來た時代に於ては、徒に悲劇を演ずるばかりで、その他に何らの効果をもたらさないのである。然るに内地人と臺灣蕃族との融和が唱へられ、兩者間に通婚が多少實行されたやうであつたが、何の効果を見ないばかりか、これが爲に生蕃青年の恨を買ひ、生蕃老父の憤を買ふの結果となつて了つた。その譯は兩民族の通婚と言つてもおもに生蕃の女が内地人の妻となるが通例であるので、女を奪はれた蕃族の青年はこれを恨んだのである。又多くは不和に終はつて女は實家に歸つたので蕃族の父老は内地人の薄情を憤つたのである。かの霧社事件の一誘因はたしかにこゝにあつたと言ふことだが、いかにも領かれるのである。

總じて結婚はその本義に準據して行はるべきである。従つて當事者同志の意見を尊重すべきは勿論、當事者は結婚の目的達成に必要な配偶者を選ぶべきである。本義を忘れ目的を逸した結婚は不

調に終はらぬまでも兩人の不幸に終ることはたしかである。

しからば、結婚は當事者の意志にのみ放任して、親長上の干渉を全然禁すべきものかといふに、必ずしもさうで無い。親長上の干渉を遠慮せよといふのは、當事者同志の意志を尊重する點から言ふだけのことで、もしそれ、本人同志だけでは、結婚の本義に合した結婚を取運ぶことの不可能から言へば、兩人を援助して、結婚の本義にもとづいて結婚させ、かくて結婚の目的を達成させる爲に知識と經驗とに富んだ親長上の助言が必要になつて來るのである。されば、結婚はどこまでも當事者の意志によつて取運ばるべきでありながら、親長上の助言後援もどこまでも必要なのである。

二〇 優良遺傳と惡質遺傳

人間の個性を決定する上に、素質の力が有力か、經驗の影響が優勢かといふと、前者の方が遙に強く個性を支配するものである。之を證明する好實例として、惡質遺傳と優良遺傳の事實がある。

先づ惡質遺傳の最も明瞭な例を挙げると、かのジュークス(Jukes)家の如きがそれである。今から百數十年の昔和蘭から紐育州の森林に移住してきたものゝ裔にマックス(Max)といふ男があつたお人善しの怠惰者であつたが之が素性の良からぬジュークといふ女と結婚した。その間に生れた子

から孫と、一八七七年まで七十五年の間に千二百餘人の子孫が繁殖したが、この千二百人の子孫はどんな人間であつたかといふと

約三百人	嬰兒のうちに死亡
四百四十人	自業の惡疾で死亡
三百十人	乞食浮浪の徒
七人	殺人犯人
六十五人	物盜常習犯
百三十人	其の他の罪を犯す
二十人	商工業の正しい生計に就く

婦女總體の半數以上は醜業婦であつた。紐育州で此の一家の始末をつけるために費した金は百二十五萬弗に達したといふことである。惡質遺傳が如何に恐ろしいものであるかといふことは此の統計によつて一目瞭然である。

次に優良遺傳の例を挙げてみると、これも米國で七百何年の頃、ジョナサン、エドワーズ(Jonathan Edward)といふ世界的な學者があつた。その妻も智力優勢な家系の出であつたが、その子孫は

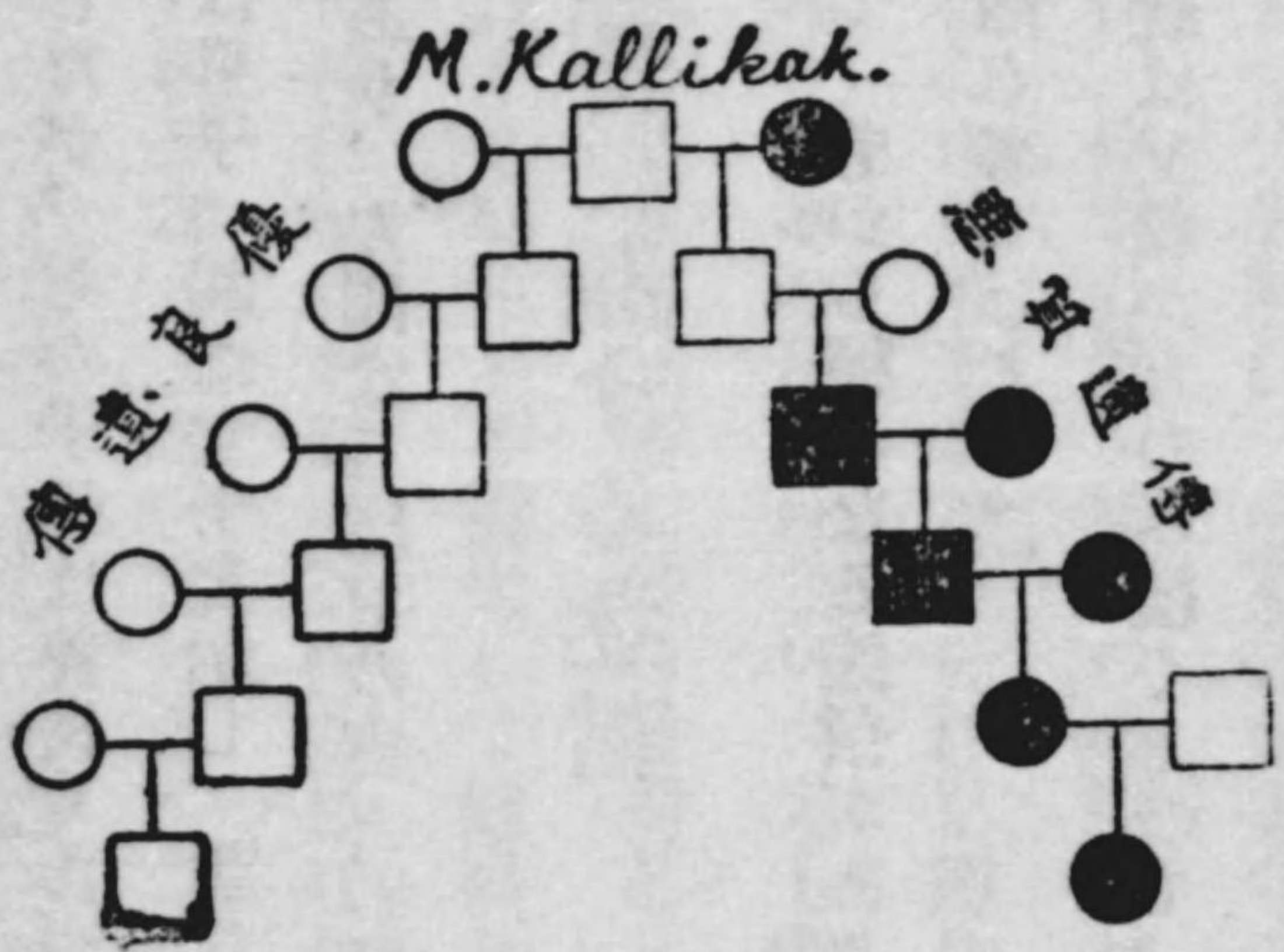
千九百年までに千三百九十四人を数へた。そのうち

- 二百九十五人 大學を卒業
- 十三人 大學總長の職につく
- 六十五人 大學教授
- 六十人 醫師
- 百余人 牧師
- 七十五人 陸海軍將校
- 六十人 有名な著作家
- 百余人 法律家
- 三十人 裁判官
- 八十人 官吏内一人は副大統領

その他名譽職や會社の經營者となつたものも相當にあり、一門の著した書物が百三十種、雜誌が十八種に及んだといふ。此の一門が國家に貢獻したところは甚だ大きい。此の二つの例は最も顯著な例を選んだのであるが、然し遺傳は大抵の場合これに似た強い勢力を

子孫に及ぼすものである。尤も次のやうな疑念を抱き得ないこともない。即ち、ジュークス家の方は一家一門が貧困で教育が無いから無頼の徒が多いのである。エドワーズ家の方は之に反して教育もあり財力もあるから優秀な子孫が輩出したのである、必ずしも遺傳の力のみではないと。

之は一應の道理ではあるが、貧困や環境の力以外に遺傳の力が獨り働いて居ることが知れれば如上の疑は消散する。即ちそれを證明する事實としてカリカツク(Kalikak)家の場合の如きは面白い例である。即ちカリカツクといふ男は始め醜業婦を妻としたが、その子孫は悉く不良であつた。其の



後、善良の女を妻としたが、その子孫は善良であつた。上圖は優生學者の研究に成るカリカツクの系圖である。正方形は男子、圓は女子を示し、黒色は低能その他の不良を表す。右側は最初の妻との間にできた子孫であり、左側は二度目の妻との間の子孫である。

二一 遺傳に關する迷信

遺傳の現象について、昔から種々なる迷信があり、又今日と雖も多くの誤解がある。先づ迷信を打破して次に誤解を釋く事にしよう。

迷信の一つは、血統は父親からのみ續くもので、母親には關係が無い、言換へれば父親が種子で母親が晶であるといふ思想である。之は無論迷信であつて、今日の遺傳學に依れば、子供に傳はる特質は半分は父親から來、半分は母親から來るものであることが明瞭になつて來た。よく世間で子供を見て、「父親似」だとか「母親似」だと言ふが、それは見方の違ひで、實は體の部分の一つ一つ細く分けて調べれば、ある部分は父親似であり、ある部分は母親似であり、結局、父母兩方からの素材を用ひたモザイク細工であることを發見する。之に依つて見ても、わが子供に對して父母は同等の貢獻をしてゐることがよく解り、夫婦同格の一つの根據を示すものである。

迷信の第二は、妊娠中に火事を見れば、生れた子供に赤痣が出來、何處か母體に傷をつけければ、子供の體の同じ場所に、同じやうに傷が出來ると考へ、又兎を食へれば三つ口の子供が生れると考へるが如き、いづれも幼稚な思想であつて、之は牛乳を飲めば牛の仔になり、豚肉を食へれば豚の仔になるといふ説と同じで、一笑に附すべき迷信である。

迷信の第三は、所謂胎教である。母が妊娠中に佳い話をき、善い行を見、良い行狀を保てば、生れた子供は容貌よく、才智勝れ、心懸けがよいと支那の烈女傳に書いてあるが、これは實に誤りである、而も今日なほ、學者の間で胎教の必要を説いてゐるが如きは全く笑ふべきである。母胎内の子供は丁度我々が口の中に卵を含んでそれを孵化するのに相當する。卵を含んだ人が怒らうが笑はうが口中の卵には殆ど何等の影響はない。尤も卵には適當な温度が必要であるから、それが缺乏してはならず、又子供の榮養は間接に母の榮養をとるのであるから、母の榮養はよく注意しなければならぬ。即ち妊娠中の母親が不養生して健康を害するのは良くない。されば胎教の意味をもつとあつさり解釋して母體は妊娠中健康を保たねばならぬとする位に解くべきであらう。

迷信の第四は、人の魂が宿ると考へることである。例へば嫁が初妊娠して男の子を生むと、之はお祖父様の魂が宿つたのだと言ひ、そして何處となくお祖父様に似てゐるなどと言ふ。又女の子が

生れると、之はお祖様の魂が宿つたのである。おばあさまにそつくりだなどと言ふ。これもよく世間に行はれてゐるが、迷信たることに論がない。尤も昔に於てはかゝる思想は廣く行はれたものでマリヤがヨセフと同居せずして妊娠したのは神の意志に依ると記してあり、孔子は父母が仲尼山に祈つて山の魂が宿つて生れた子供であると言ふが如き、皆それである。日本にもこの種の例は澤山ある。妊娠といふ生理がわからなかつたので昔の人は皆之を神の仕業に依る不思議な現象と見たのであつて、その誤りなのと言ふまでもない。

二二 遺傳に就いての誤解

遺傳とは、親若くは祖先の形質を子若しくは孫に傳へることを言ふのである。嚴密に言へば生殖細胞(精子及び卵子)を通じて行はれるものだけを言ふのであつて、その他は遺傳らしく見えても實は似て非なるものである。例へば病氣の遺傳といふことを一般に言つて居るが、病氣は遺傳するものではない。例へば母が結核に犯されて居れば、分娩する際か若しくは哺育する間に我が子に傳染することはあるが、生殖細胞そのものに細菌がゐるのではないのである。若し生殖細胞を細菌が犯せば、妊娠といふことも、従つて母胎内に子供の育つことも無い。苟しくも母胎内で子供が育つ

以上生殖細胞が犯されてゐないのであるから、胎兒は病氣を持つて居らないのである。かくの如く胎兒は健康に生れるのであるが、それが病氣にかゝるのは、分娩以後に母體に觸れるからであつて結局母の病氣に感染したのである。尤も稀には、弱い細菌が生殖細胞と共存してゐて、胎兒が發育した後その細菌が繁殖することもあり得ようから、胎兒そのものが病氣を持つてゐることがあるのである。然し、之は極めて稀な例であることは統計の示す所である。それにしても、さういふ場合を假定すれば、遺傳を分けて二ツにせねばならぬ。一つは、生殖細胞を通じて行はれる生物遺傳、も一つは母胎内で影響を受けて行はれる生理遺傳である。而して普通に所謂遺傳とは、此の生物遺傳のみ指してゐるのである。遺傳に對して種々なる誤解が起るのは此の區別を混同するからである。今誤解の一二を解いてみると、

前述の如く病氣の遺傳で、通俗に結核、梅毒、癩病等が遺傳する如くに思はれてゐるが、何れも誤りで、多くの場合に母體から感染するものである。だから分娩の際十分に注意し、生れて後全然母から隔離すれば大抵の場合豫防出来るものである。

然らば如何にして、世間にかゝる誤解が行はれるに至つたかと言ふに、それは所謂體質遺傳があるからである。例へば結核菌は遺傳しないけれども、結核にかゝりやすい弱い體質を遺傳するので

ある。梅毒や癩病に就いても同様のことが言ひ得る。然し乍ら絶対に病氣に懸らないといふ體質は何病に就いてもあり得ないのであるから、結局は體質遺傳といふも比較的のことで、大した意味を持たない。だから病氣の遺傳といふことよりは、むしろ、病氣の傳染といふことを考へるべきである。

誤解の第二は、テレゴニー(傳孕)の現象といふものに關してである。例へばある女がAといふ男に接し、後更にBといふ男に接した時に、Bに依つて受胎した子供は、BのみならずAの遺傳質をも受けることになるといふ説である。白の雌兔を黒の雄兔と懸合せ、後更に白の雄兔とかけ合せると、黒の仔が生れる。白雌と黒雄とで白黒の斑が生れるのは當然の話であるが、後に白雌と白雄との場合にもやはり斑の仔が生れるのは、前の黒雄の氣が残つてゐる證據であると、此の説では言ふのである。が然し、之も誤りである。此の解釋は前の黒雄の精子が白雌の胎内に残つてゐたと見るが穩當である。しかし、その精子の殘存する期間はさう長いものではないから、一定期間の後にはかゝる現象も見られない筈である。

又精子が残つてゐなくても尙前の雄の影響が残る得るとも言はれる。例へばAなる男に接した女はAに依つて自己の體質を變へ、後又Bなる男に接すると、やはりBに依る體質の變化が起る。そして生れた子はA、B兩方の影響を受けると言ふのであるが、ある病毒に對して、その抗毒素が體

内に生ずるといふ現象を、女が男に接すると體質を變化するといふ現象と結びつけて考へたのであらう。此の類推を妥當だとしても、毒素に對する體質の適應力は決してさう長く続くものでない、例へばチブスの豫防注射の効力は一年位である、種痘の効力も一年以内である。してみると、先天に依つて妻が受けた體質の變化もさう長く続くとは思はれない。結局半年位で全く無關係になれると想像される。まして前夫の影響が後夫によつて生れた子に迄關係ありなどいふことは、何等學術的の根據を持たない。要するに傳孕の説は似而非學說であると言つて差支へない。

二三 血族結婚の可否

血族結婚を忌んだのは何時ごろからであらう。上古には廣く血族結婚が行はれてゐた。それが時代の進むと共に忌まれるやうになつたのは、恐らく支那思想の影響であらう。支那には同姓相娶らずといふ教訓が古くから存在してゐる。かく、古代に於て格別忌まれなかつた血族結婚が、後世に至つて厭はれるやうになつたのは、遺傳學上の要求からではなく、善風美俗の上からであることは容易に推測される。然るに、風俗上悪いとされてゐたことがいつしか遺傳學上にも悪いと見做され血族結婚者の子孫には聾、盲、啞、白痴、夭死、不具廢疾者が續出するやうに考へられて來た。け

れども之は必ずしも眞理ではない。もし右のやうな事實がありとすれば血族結婚をした上古の民族は既に不具癡疾者の續出に依つて衰頹してゐる筈である。それが相當繁榮して來て、後の時代になつて初めて忌まれ出したのであるから、遺傳學上の要求からでないことがよく分る。

原始時代に於ては親子兄弟の間でも尙結婚が行はれたが、今日では伯叔父母と甥姪との結婚までも法律で禁じられてゐる。その趣旨は善風美俗の維持にあらう。次に問題となるのは従兄妹同志の結婚である。俗にいとこ似と言つて相當の類似點を持ち、従つて同質の遺傳質を持つてゐる間柄である。この従兄妹間の血族結婚は從來一も二もなく反對されて來た。所が最近の遺傳學説は此の思想に大きな變化を與へた。即ちメンデルの説に依れば、遺傳質は何處までもその本性を變へないので、例へば紅い花の豆と白い花の豆との交配を試みると、第一代は紅い花が咲く。此の際紅色は白色に對して優性で表はれ、白は紅に對して劣性で隠れて現はれないのであるが、白の本質は依然保存されてゐるのであるから、第二代に至つて白だけ分離して白の本質を現すものが出て來る。人間もこれと同様で、結婚の相手如何に拘らず自己の遺傳質は永久に保つてゐるものである。永久に保つてゐるが然し、相手の遺傳質が優性であればそれに壓されて自己の形質が現はれないでゐることがある。所が一旦自己の形質に對して劣性のものや、或は同質のものを交配すれば、自己の形質は

おさへられる所なしに現れる。さて、従兄妹は多く同じ遺傳質を持つから、お互に自己の形質を壓さへられることがない。そこで従兄妹同士がもし優秀な遺傳質を持つてゐる時は、生れるものは悉く優良な子供であるといふ利がある。又従兄妹同士が悪い形質を持つてゐれば悉く悪い子供が生れるといふ不利がある。されば悪い子供が生れたからとて、血族結婚の故に悪い子供が生れたのではなく、他の相手とであつたら、おさへられて現はれなかつたかもしれない形質が、たまたま同質の従兄妹とであつた爲に、何等おさへられる事なしに現はれた迄の事である。

所で人間の形質といふのが甚だ複雑であつて、如何な形質を遺傳質として持つてゐるかは容易に判じ得ない。だから、従兄妹同士の間には意外に劣弱な子供が生れる事も推測されると同時に、意外に優秀な子供が生れる事も推測されるのである。即ち悪い結果ばかりがあるのではなく、良い結果もあるのである。以上の道理をもととして考へれば、従兄妹の結婚を避けようとするのは、悪い遺傳質の出現を恐れるからであるからといふの外はないのであつて、必ずしも出現すると定まらぬものを、あらゆる犠牲をはらつてまでも避ける必要はないと思ふ。されば、原則としては、避けの方が安心だとしても相思相愛の間柄であるものを強ひて引裂くにも及ぶまいし、又代々優秀な遺傳質の存在を説明する十分な根據があつた場合には、むしろ勧めて結婚させてもよいと思ふ。要す

るに、理由なしに従兄妹(従姉弟も同様)間の結婚を斥けるのは、遺傳の學說を誤解したものと云はざるを得ない。

二四 婿 選 び (一)

主 觀 的 條 件

どう言ふ婿を娘に配合させようかと言ふ時、昔は両親が適當だと考へた者そのまゝ娘の婿として選定した。その時娘に向つて「此方をお前の婿にどうか」と言はれると、娘は何の返事もしないで顔を赤らめるばかりであつた。尙も返答を迫られると、娘は頭を縦に振つて承諾を表し、頭を左右に振つて不承諾を表す位が精精であつた。ところが女子の教育が進み、娘の意見を尊重する様な世の中になつては娘の同意が先づ必要とされ、更に進んでは娘の發言に親が耳を傾けるやうになつた。女の地位の高い米國あたりでは、娘が自發的に誰々と結婚したいと親に相談するのはおとなしい方で、元氣者になると、進んで自分で直接に申込む娘もあると言ふ。外國の話は暫く措き、我國では今の所、娘と親との相談合意によつて縁談がきまると言ふ程度で、それが善いと思ふ。其の場合に双方の意見が一致すれば結構だが、萬一双方の意見が相違した場合に、其處に問題が起る。意

見の相違はどんな風に起るかといふに、娘の主張は氣に入るか入らぬか第一主眼點であり、親の主張は適當か不適當かを第一の主眼點とし、これ／＼の資格を持つて居る男だから氣に入らない筈は無いと言ふ。此の双方の主張について考へてみるに、婿選びの條件に二つある事がわかる。

一つは氣に入るかどうか主に感情の問題である。他は婿として相當な資格を有つてゐるかどうか、主に理智の問題である。して見ると、配偶者を選ぶ條件の一つは主觀的條件で、も一つは客觀的條件である。主觀的條件と言ふのは、理由は問はないで、たゞ氣に入るか入らないかで、直覺により感情によつて判断するのである。世の多くの夫婦を見渡すに、どうしてあんな女を喜んで居るのだから、どうしてあんな男で満足してゐるのだからと不思議に思はれる一對を見かけるのであるが、それは恐らく双方に主觀的満足があるに相違ない。而して主觀的満足は所謂虫が好くので他人は勿論、時には本人さへその理由を解するに苦しむ場合がある。よく人の言葉に「なぜだかわからぬが、あの人に接するとぐん／＼引張られて行く」と言ふのはそれである。他の事とは違ひ、結婚の事であるからこの條件は絶對價値を有してゐる。この條件を無視した場合、結婚の初夜に逃げ出した花嫁もある。恐らく花婿もあらう。或は又一旦嫌ひだと思つたが、もう一度思ひなほしたら好きになるだらうと努力して見ても、どうしても思ふ様にならず、遂に破鏡の歎を見た例もあるのである。而

して、この好き嫌ひと言ふ事は普通の交際上のと、夫婦の間のとに大きな違ひがある。そこで、夫婦となる前に當つて果して好きになれるかどうかと言ふ事を知り抜くには、婚約前に交際をして見、婚約の済んだ後、結婚式までに親密な同性の友達間に交す位の親密さを示す事が必要である。それが可能なら、まづ嫌ひでないことがわかる。然し、こんな念入な事をしなくても第一印象で間に合ふ。最初の感じは、主觀的條件の側から見れば可なり役に立つ、客觀的條件は最初の會見だけでわかるものでなく、交際を重ねるに従つてだん／＼に價値を認めて來ることもある。主觀的條件は最初の感じと後の感じが相違する事は少い。これは大いに参考になる事である。然らば、最初に好くやうになる人は、どんな種類の人であらう。之を研究して見るに、無論種々な條件があげられないでもないが、その中確かな理由として數へ上げてよいのは、第一に自分の父親もしくは兄と同じタイプの男は大體において氣に入るといふ事である。これは精神分析家が發見した事實で、女は自分の父親に似た男を慕ひ、男は自分の母親に似た女を慕ふと言ふ原則から來る。第二にそれと同じ様なものが自分が平常尊敬して居る現存の人若しくは歴史上、或は文學上の人に酷似してゐる場合には、一見直ちにその人を好きだと言ふ感じを與へるものである。これ等は言ふまでもない事であるやうであるが、この外にはまだ十分な原理が發見されてゐないのである。

二五 婿 選 び (二)

客觀的條件

氣に入る、好くと言ふことは婿選びに當つて絶対價値を有してゐる條件だが、併し、これだけで充分だと言ふのではない。何故かと言へば、何千といふ知合の間には、自分の氣に入る人が何百あるか知れない。殊に我々の心は動搖性を有つて居るので、同一の人を見ても、氣に入る時もあり氣に入らぬ時もある。又同じく氣に入つた人の中でも深く氣に入る時もあり、又それ程でない時もある。これ等は先方の態度によつて變ることもあり、必ずしもさうではなく自己の主觀によることもある。されば或人が或時氣に入つたといふ事は其人が何時でも氣に入ると言ふ事にはならぬ。即ち是を推論すれば、楽しい時氣に入る人と、悲しい時氣に入る人は、同一ではない。働く時氣に入る人と學問する時氣に入る人は同一でない。落付いて大事を相談する時氣に入る人と一緒にしやぐ時氣に入る人と同一でない。されば氣に入ると言ふ事だけで人生の一大事なる婿選びを決する譯に行かなくなる。其處で、生涯を通じて氣に入る人が無いか、人生の種々な場合に遭遇しても、常に氣に入り得る人がないかと言ふことが問題となるのである。さうなると、これは感情の力では及ばな

い、理智の力に頼る他はない。理智はどう判断するかと云へば、かれはかくくの人物であり、我はこれくの性格を有して居る、されば二人は調和する、否しないと判決するのである。その判断は一寸やそつとの知識では到底爲し得られるものでなく、従つて若い當事者の手に餘る事で、親や長上の知識と経験とを拜借しなければならぬことになる。其處で、かゝる條件は果して何であらうかと言ふに、先づ考ふべき事は、結婚は二人の結合であるから、一方だけの資格を考へる事は無意味な事である。よく結婚の書物に、配偶者の選定方針を説いて、身體健康、頭腦明敏、性質温和、人格優秀等と記してあるが、それは唯人間の理想を述べたに過ぎない。實存的人物にさようなものゝあらう筈もなく、よしんばあつて見たところで、自分も同時にさう云ふ人で無い限り、二人の和合を見る事は困難である。其處で、結婚資格を説いて人間の理想を掲げたのでは適切でない。それをも考へた上更に結婚固有の要件を具備して居るか否かを考へねばならぬ。かゝる要件とは

第一に双方共に釣合のとれてると言ふ事である。此が最も必要な條件である。とにかく二つのものが、結合する以上は、油と水とでは融合しない。そして双方に不満足と不平を抱かせては永續できない。それには双方の釣合のとれる事以外にはない。これを第一原則とする。昔の人は「釣合はぬは不縁のもと」と言つたが、やはり此の意味である。又「似た者夫婦」と言つたが之には二通の

意味がある。夫婦になると、似て來るといふ事も考へられるし、夫婦になる人は何かにつけて似てゐるとも言へる。前の意味にとれば釣合の重要性を説いてゐる譯である。

次に何が釣合ふのかと言ふと、是は結婚の目的を考へねばならぬ。結婚の目的の第一は生物的目的であつて、心身共に健全な子を生み得る結婚でなければならぬ。その意味に於てわが夫も妻のおのれも共に素質から見て勝負のない事が必要である。次に二人の社會生活の釣合である。日常生活をする上に釣合のとれる事が必要であるが、その場合最も重要な事は教育である。この教育は敢へて學校教育ばかりを指すのではなく、育つた境遇をも含めて言ふのである。昔の人が門地、家格に重きを置いたのは夫婦の社會生活を主眼としたからである。間違つて居ないが、それを第一條件としたのは誤である。結婚の第三目的は倫理的な生活である、夫婦は唯々和合したゞけでは無意味である。更に二人は相互の人格を磨き合はねばならぬ。否理想に對して二人は釣合のとれたものでなければならぬ。何處から見ても釣合つたもので、而も一方は向上心に富み、一方は意氣地無い夫婦であつたら、破綻を見るは必定であらう。又二人は毎日喧嘩ばかりして居る様であるが、なかく離れないとすれば、二人が向上生活に於て一致を見て居るからである。小言を云ふのは、お互に向上を要求し不斷の努力を續けるからであらう。

以上四ツの條件が客觀的條件として大切だと思ふ。但し、此の條件を實際について見出す事は相當に熟慮と研究とが入るのである。

二六 遺傳の調べ

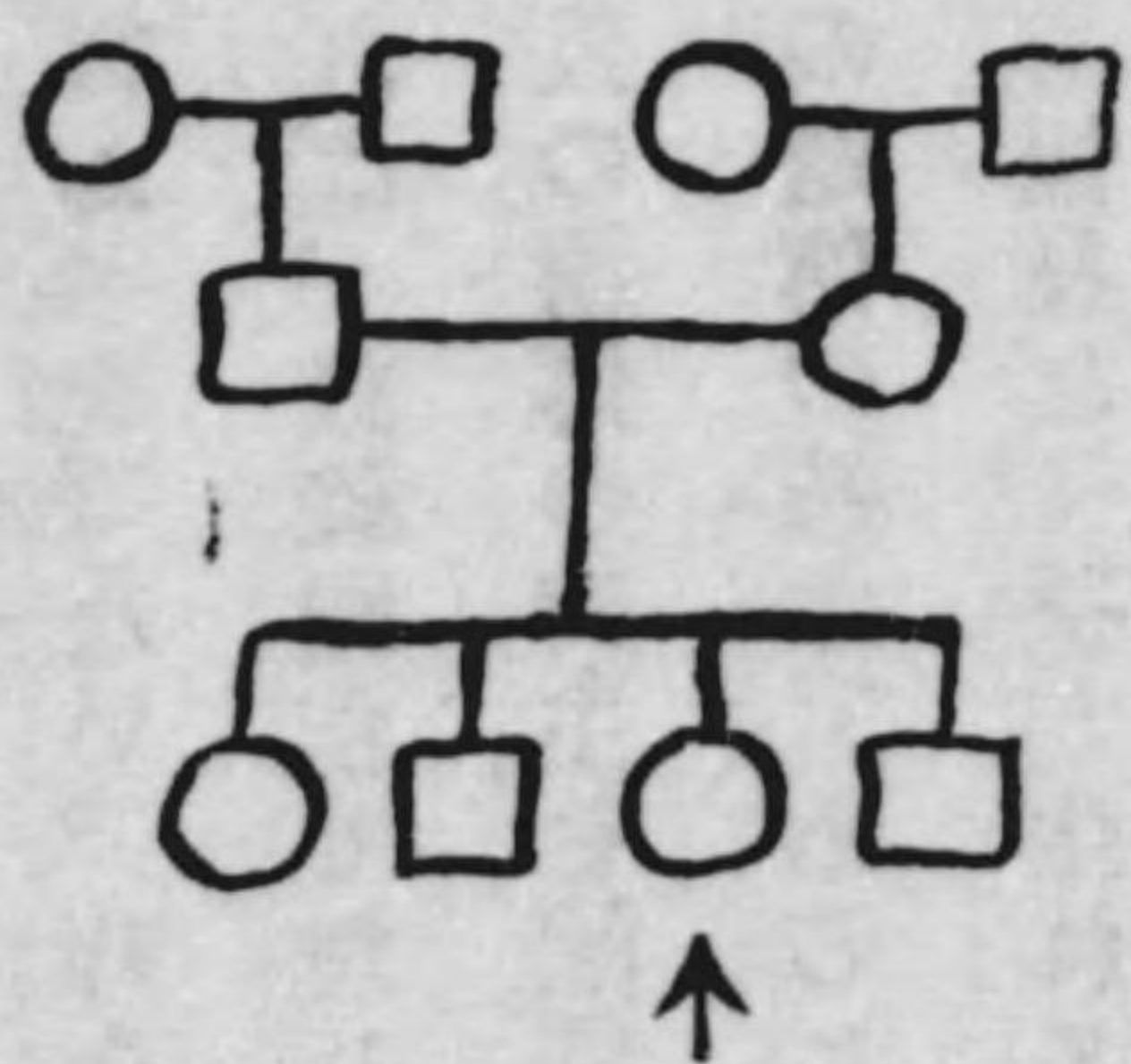
配偶者選定の客觀的條件は相手の心身の健康である。心身が健康なれば、結婚の目的の第一、優良なる子女を設けられるわけだが、一見健康に見えるといふだけでは十分では無い。もつと深く究めて、優良なる遺傳を有する配偶者でなければならぬ。配偶者双方とも優良なる遺傳の持主であれば、子女は九分九厘迄優良な者が出来る。之に反して惡質の遺傳を有するものは劣惡の子女が生まれる。然らば、惡質所有者と言ふのはどんなものか。又之を選び出すにはどうすればよいか。先づ惡質の種類をあげやう。

一、精神及び神経系統の薄弱低能、不具者、早發痴呆、ヒステリーその他の神経病、精神病は遺傳するものが多いが、必ずしもさうとばかり断定し難い。之は専門家の判断に俟つべきである。

二、身體に著しき缺陷あるもの、癆、兎唇、狼咽、失明、重聽その他、縮毛も波打つ程度は差支へないが、毛髮細く、短く、そして一本々々ちぢれて居る程度では、子孫に禿頭のもものが生れる恐

がある。色盲、黒内障、盲腸炎も遺傳するが、必ずしも結婚の障害となるとは云へない。

世人は多く癩病と結核を嫌つてゐる。然し、この二つは遺傳するものではない。結核の體質遺傳はあるが、結核そのものは遺傳しない。只、傳染する許りである。癩は梅毒等と同じく母胎に疾患があれば、胎内で子供の發育が出来ないから多くは流産する。偶々流産しないで遺傳する場合も稀にはあるが、両親とも健全であつて、しかもその家に癩の血統がある等と言ふのは大きな誤である。借、遺傳を調査するに、どの範圍まで調査すべきかと言ふに左の圖の如く



□へ男子を
○へ女子を
↑へ當事者を示す。

當事者の兄弟と當事者の両親及び、父方母方の祖父母について調査すればよい。親を調査するのと兄弟を調査するのでは兄弟の方が割合に有効である。又親と祖父母とを調査する場合に、その兩方とも相當價值がある。親さへ善ければ關はないと云ふ事は誤である。併し、祖父母以前にさかの

ぼるほどの必要はない、あつても判るものではない。それから、伯叔父母を始め、親類について調べる必要も先づない。

次に、どういふ方法で判断を下すかといふに、それは専門家の意見を徴するのが、何よりも確である。素人がかれこれ言ふべきでない。昨今優生學が發達して居り、遺傳學が進歩して來たから、それ等の學者に相談すれば、或範圍までたしかな事が判るものである。

もし夫れ積極的に優良の遺傳の持主を配偶者に選ぶことは、優生學上望ましいことであるが、それには先づ自分が優良の遺傳の持主であることが先決問題である。尙その上双方とも優良の遺傳を有して居ても、必ずしも優良な子孫が生れるものと豫定することは出来ない。惡質の遺傳が百パーセントの確實性を有するに係らず、優良の遺傳が不確實であるのはどういふ譯かと言ふに、惡質のものは遺傳單位といふものが一つ若くは少數であるに反して、優良のものゝ遺傳單位は複數であるからである。例へば、音樂の天才たるには、耳の器官も聽覺の中樞も更に發聲器官も共に優良で無ければならぬが、親にそれらの素質が備はつて居ても、その子にそれら悉くを遺傳すると限らないからである。尤も、その子孫を、永い目で見て居れば、いつしかは又祖先の特質を發揮するものゝ出來ることは想像するに難からぬのである。

二七 合 性

結婚の第二の目的、夫婦和合を圖る爲には、相互和合の可能性あるものを配偶者に選ばなくてはならぬ。それについて、古來色々な説があつた。その一つは陰陽五行の説で、木の性のものは水の性のものと合ふとか、火の性と水の性とは合はないとか説いてゐる。その二は陶官術の説で十二支に基いて合性を説いて居る。丑年の生れのものゝ寅年の生れのものゝと合ふとか合はないとか、云ふ類である。その三は九星の説で九紫と六白とは合ふとか合はぬとか云つてゐる。此等の合性説は支那の古代思想に基いたもので、今日から見ると迷信と言ふ外は無い。然らば合性即ち互に和合し易い性質と云ふ様な事はあるかないかと云ふに、あると思ふ。然し、どう云ふ性質の者とどう云ふ性質のものが合ふかと云ふと、複雑な精神作用の事とて、之に關して學術的研究は未だ出來て居ない。今、我々の經驗に基いて判断して見ると、凡そ左の如きものではなからうか。

一、向上心のある者同志若しくは無い者同志は良く合ふ。向上心のある者と無い者では和合が困難である。

二、生ひ立ちがほど似て居る者は合ふ。兩方苦しんで育つたとか、樂に育つたとか云ふ生ひ立ち

の同じ方向をとつて来た人々は調和し易い。が、違つた方向をとつて来た人々は調和し難い。例へば苦學生を感心だからと言つて大家の令嬢の婿に迎へて見ると、全く調和しないので驚くことがある。又その反對に、心掛けの良い感心な娘だからと云ふので、貧乏人の娘を大家の俵の嫁に貰つても、うまくゆかなかつたことが多い。

三、次に教育も同じ主義の教育が必要である。現代的教育を受けた者と古い教育を受けた者とは一方は平民主義を理想とし、一方は貴族主義に憧憬して居るから、到底和合は難しい。

四、次に趣味の相違と云ふ事であるが、之は實はあまり問題ではない。趣味ある人と無い人で、は調和しないし、古い趣味と新しい趣味とは調和しないが、音楽趣味と繪畫趣味と云ふ様な相違は互に相補ふ利益があつて、決して衝突するものではない。

五、宗教の相違と云ふ事もよく問題になるが、基督教は排他的傾向をもつて居るから、熱心な信者は他宗の人とは調和する事は出来ない。佛教の中でも、日蓮宗は矢張り排他的であるから、他宗との調和はむづかしいが、其他は衝突を起さない。

六、健康の問題について見ると、健康が甚だしく相違して居る事は調和を失ふ。病弱な人は健康の人を見て思ひやがないと云ふ不平をもらし、健康な人は病氣の人を見て、意氣地が無い、神経

質だと思ふ。それ等を始めとして種々の點で、協調する事が出来にくいから、和合を缺く事が多い様である。

右の如く部分的に考へないで総合して考へて見て何方か負けて居ると互に思ふ時に、それは不和の原因をなすものである。此の不釣合の感じは、理由は何にせよ、結果は不和を招くものであるから、婚約する前に總べてを綜合して考慮し、お互にかちまけ無しと云ふ結論を得た時、始めて決行すべきものである。

結婚の第三の目的即ち夫婦の向上的生活を営む上に必要な配偶者選定の方針はどうかといふに、第一の目的を達して優良な子女が産れ、第二の目的を達して和合の生活が見られる時には、そこに向上的生活は自ら湧いて来るもので、改めて詮議にも及ばないと思ふ。但し、第一第二の目的を達し得ない場合でも二人は向上生活に入る事が出来る。それは二人が精神的で精進第一の人格を有する場合である。

二八 婚 約

結納の交換だけで婚約がすみ直ちに結婚式に進んで了つた我が國の風俗は、可笑しくもあり、不

可解でもある。昨今若い人同志の間には所謂婚約期間があつて、相當の深さまで交際し合ふやうになつたのは、寔に善い傾向だと思ふが、結婚の意味や婚約中の心得が十分に守られて居らぬ所から種々の弊害を見るのは苦々しい次第である。

婚約といふ以上、もう二人は異體同心の心持をもつべきである。婚約はして居りますが、さあ上手く行きますか知らん」などと嘯いて居る男も、時には女もあるが、實にけしからん話である。

とは言ふものゝ、婚約前交際の許され無かつた我が國のことだから、婚約中の交際に於て對手の重要な缺陷を見出すかも知れない。その時はいかに約束したと言へ、斷然斷つても差支へ無いと思ふ。輕々しく斷るのは罪が重いが、結婚結了後に離婚沙汰に及ぶなどよりも、遙かにましであると思ふ。我國の現状ではかうする外はあるまい。

そこで婚約中は普通の友人以上に親しく交際しなければならぬが、さればとて夫婦と全く同じやうに馴々しくしてはならぬのである。このけじめを嚴守することが婚約者の心得の第一であるが此の點を間違へるものが多い。それは、

二人だけの外出も勿論許されるのであるが、それは一々親にことはつて出掛けるがよい。夜になつての外出は十時まで止め、宿泊は絶対に避けなければならない。たとひ宿泊したとて二人が清

く交際して居て、すべてを許すなどといふことが無かつたら善からうなどいふ人もあるが、それは若い人達には無理な注文であり、それを耐忍し得るような青年同志だとすれば、二人の間の親みが餘りに淡泊すぎて、それ又結婚の可能を疑はれるからである。

婚約中は折々二人は面談して互に氣持を知つて貰はうと努むべきである。そして、その間に女は家事的準備を完了するが善いし、男は家計的準備を完了するがよいのである。そしてそれが完了するまでは浮々と結婚生活に入らぬのが望ましいことである。

そこで問題になるのは、婚約期間の長さである、歐米では短くて一ケ年長くて十ケ年に亘るさうだが、私の考へでは、我國民には短くて三ケ月長くて半年位が適當かと思ふ。一ケ年以上に亘るときは害あつて益が無いやうに思ふ。それもこれも結婚の前の交際と青年男女の自由交際が許されて居ないからだと思ふ。

婚約期間を半年以上も延ばすと、どういふ差支へが起るかといふに、双方殊に女の側が神経衰弱症を起すことである。緊張を永い間續けた影響だらうと思ふ。次にさほどでもないことを種にして双方から苦情を持出す事がよくあるものである。だから私は經驗上上述の期間を主張するのである

二九 婚姻の法律

(1) 婚姻は社會公認の行爲

これから數回に亘つて、法律上の婚姻について説く。法律家は婚姻を次の如く定義する。

「婚姻とは、終生の共同生活を目的とする一男一女の正當な結合關係を云ふ」と。(穂積博士民法)

この文中に正當な、といふ句がある。これは風俗道德に基いて社會が公認したと云ふ意味である。明治以後法治國になつた我が國に在つては、風俗上道德上の要求と法律手續上の要求とを民法上の條件とし、この條件を充たしてゐれば、社會は之を公認することになる。其處で條件は二つに分れる。一つは風俗道德が認める事と、一つは法律上の手續を完了すると云ふ事と。而してこの二つの内の何れを缺いても婚姻と云はれぬのである。

結婚に社會の公認が必要かどうかは議論がある。歐米の學者中には、結婚を當事者間の私的行爲と見て社會の公認を必要としないと論ずる人もある。成程、理性の優れた獨立の自由人ばかりの世の中ならばそれでも善からうが、今日の社會はそれほど進歩したものでなく、智者十人愚者萬人の世の中である。されば、結婚を當事者間の私的關係にしてふと、恐らく到る處に種々の問題を惹

き起すであらう。即ち一人の女子を周つて數多の男が争鬪を演じたり、或は一人の男を周つて、數多の女子の争を見たりするであらう。或は男と女との間に、財産や子供の事で争が起るであらう。此の中で最も問題となるのは子供の始末である。この子供を周つて種々なる争論と悲劇とが演ぜられるに違ひない。男子がすべて人格者ばかりの世の中と假定して見よう。さすれば、男子間の争鬪は或は起らないですむかも知れない。然し女子は依然として男子の爲に幾多の迷惑と損害とを受けるとに相違ない。元來法律が結婚を規定した動機は、多くは弱き女と子供とを助けるためである。結婚すれば女は多く妊娠する。胎兒を抱へたり、嬰兒を抱いたりして、男と争ふには、大きなハンデイカップがつく。此の様な婦人を誰が保護するか。これ法律が結婚の世界に進出しなくてはならない理由である。若し法律の保護がなければ、女は子供を捨てるに相違ない。其處で子供の問題があるのである。子供は自己の意志でこの世に生れたのでは無い。その子供の養育の責任は全く親にある。親が責任を果さなければ、國家がこれに當らねばならぬ。國家が子供の面倒を見ると云ふ事は容易なことでは無い。子供の養育は兩親を措いて外に適當なものはない。であるから、最も尖端的な議論をする歐米人でも、子供のある場合の離婚には反對し、子をめぐつて、種々な法律規定を設けねばならぬと論ずる。此等のことを考へ合はせると、結婚を私的關係と見る事はどうしても不

可能であると思ふ。

結婚が社會の公認を必要とするならば、法律上の手続きが必要となつて来る。法律上の手続きといふのは届出の事である。權利義務は届出を俟つて發生するものであるから、手続きも法律上必要な條件である。所が民法の發布以來相當の年月を経過したにも係らず、世人は兎角、この手続きを怠る爲、いろ／＼迷惑を引起す。即ち二重結婚が行はれたり、或は夫（若しくは妻）の財産がその妻（若しくは夫）のものとはならないで第三者に奪はれたり、事實は嫡出の子供が私生子或は庶子になつたりする等の事件を引起すのである。

(2) 終生の結合關係

婚姻或は結婚は一男一女の終生の結合關係であるといふ。こゝに終生とは如何なる意味か。先づ兩方とも死亡するまで、と言ふのが一つの意味である。又一方が死ぬまで、と言ふのも亦一つの意味である。

我が國では、終生とは、女にとつては一生涯の意味であるが、男にとつてはさうでなく、妻が死亡した場合には何時でも後妻を迎へることが許されてゐる。妻は夫の死んだ後にも尙、獨身を守つ

て、「貞女兩夫に見えず」の婦徳を守るべく命令されて居る。即ち、男女に課せられた道徳は同一でなくして男女によつて別である、二重道徳である。さて歐米諸國はと見るに、キリスト教一派に於ては終生と言ふ意味は男女兩方、も生涯の意義に考へて居る。即ち一方が死んで他方が生存して居る場合にも尙、人は死んでも魂が存在して居る、しかして結婚は靈と靈の關係であるからと言ふので、男も女も、再婚は禁すべきものとされてゐる。然し、さう言ふのは極一部の意見であつて、結婚の關係はこの世限りの事、來世には夫婦關係なしと言ふのがキリストの意見である。だから一方の死と共に夫婦關係は解除されるので、従つて再婚は差支無しとする説を取るものが大多數と見て差支無い。其處で東西趣の異なるところを言ふと、日本では女の再婚を喜ばず再婚の場合、女の價値は割引かれ、處女の純潔と言ふ事が重大視される。之に反して、男の再婚は問題にされず、男の童貞はさ程問題にされてゐないのである。こゝに又二重道徳がある。歐米では一部を除いて再婚は當然の如く考へて居るから、従つて處女の純潔、男子の童貞はさう問題にはされぬ。又之を重んずる程度は我國に比して遙に少い。従つて男女道徳が二重でなくて一重である。

法律上に於て、終生の關係といふのはどういふ意味かといふに、靈魂の存在を法律で規定する譯でもなく又男女の二重道徳を法律で規定しても居ないから、「終生」の意味は兩方の死亡、或は一方

の死亡によつて夫婦関係は解除されるとするのである。従つて、終生の関係といつても、一方の死亡の場合には他方の再婚は決してこれを斥けては居ないのである。

次に、終生の関係といへば、離婚を否定して居るやうである。現に、キリスト教の一派には離婚否定の思想がある。歐米の一部には、今日尙、離婚を否定して居るところもある。又我國の古い思想では、女には離婚否定の道德が課せられて居て、嫁ぐとは、歸るのである、我家に歸つたのである。夫の家の外に家はなく、一死もつてその家に止まるのだと、かう教訓して、妻の離婚を否定して居る。男子にはこの道德は課せられて居らない。この點も我國男女道德の二重なる所以である。しかし、法律上終生の関係と言ふのは離婚を否定して居るのではない。それで尙且つ終生と云ふのはどういふ譯か。曰く結婚の契約をなす際に、二人は終生の関係を結ぶといふ意志を有するからである。換言すれば、期限付きの結婚ではない、何時何時まで結婚して後は中止すると云ふ意ではないのである。然らば、期限付きの結婚など云ふものがあるかと云ふに、試験結婚と云ふのがそれである。また伴侶結婚といはれるのも略々それに類してゐる。此等は始めから終生を目的として居らぬ。時日で云へば三四年、條件で言へば二人の生活が安定し、その上、和合する見込みがたち、更に子供を生んでも優生學上、經濟上、差支へなしと認識出来れば、眞の結婚に入るのだがそれま

では試験的だと言ふのである。この様な結婚は、決してこれを終生の関係と言ふ事は出来ない。これは所謂有限結婚であつて之に對して普通のは無限結婚であるのである。法律で結婚といふのは、此の無限結婚を示すのである。

(3) 共同生活

夫婦の共同生活とはどう云ふ意味か。普通に共同生活といふ時には、先づ第一に衣食住を共にするといふ事を意味する、次に性的生活(子女を産み、それを育てる事)を共にするといふ事を意味する。更に右の二生活を同一の經濟で支辨するといふことが第三の意味である。以上の三つは普通に理解されて居るが、尙この上に精神の共同生活がある。互に修養し研究し合ふ事である。以上の四つの項目を共同にする事が、夫婦の共同生活と見るべきであるが、時にはその一つ若しくは二つを缺く事も無いでもない。

性的生活と精神生活の共同をしつゝ、而も日常生活を別々にする夫婦がある。有名な例ではゴドウィンとウォルストンクラフトとの結婚である。二人は全然別箇に生活しながら子供を産み、又お互に研究をも積んで居た。この種の例は今後職業婦人の間には追々現はれる事と思ふ。そしてそれ

が今後どの様に進むかは測り知るべからざる所である。又それがよいか悪いかも、経済組織の變動に伴つて定められるのだから、今俄かに斷定は出來かねる。兎に角も農業時代にはこの三つが共同されなければ共同生活といへなかつたが、産業革命後の生活形式にあつては、此の四つの項目の綜合的共同は、ぜんぐと減つて行くに違ひないと思はれる。併し、子供を中心として考へる時に家庭がなくてはならず、家庭ある場合には、此の四つが共同しなくては眞の家庭とは思はれぬから、子供中心の結婚であれば、必ず四つの共同が必要であらう。併し、子供のない場合は、必ずしも、この四つの共同生活が必要とはされぬかも知れぬと思ふ。

(4) 契約

夫婦の結合關係は何の力によつて發生するかと言ふに、これに二種の説がある。人間の意志によつて發生するものと、神の思召によつて發生するものである。キリスト教徒は總べて神の思召によるもの、神の合はせ給ふものと見做して、離婚を否定したのである。それ故に、「神の合はせ給ふもの人これを離すべからず」の語がある。併し、今日の歐米思想は次第に人間同志の契約と見るように變つてきた。人々の間の契約だとすると、それは民事契約で、金銭の貸借と變り

がなくなる。併し、この民事契約と見るのが適當かどうか。假に民事契約が適當だとすると、夫婦關係に幾分ゆるみが出て、何時でもこれを解除して差支無しといふ考が出易くなる。かう言ふ思想は結婚關係を説明して適切だと思はれぬ。何故かと言ふに夫婦が契約して結合關係に入ると、單なる二つのものゝ結合ではない。二人の間に一種の變化を生じて來て何時離れてもよいとは言へないその變化が強められ深められて來るに従つて、二者は一體となつて來る。例へば、とり木の様な物で、始めは離しても各別々に生活し得るが、或期間を過すと全く結合してしまつて、切離す事は二者を滅亡させることになる。この生物の適應といふ現象が、夫婦間にもある。これは單なる結合と見られない。且又二人の子はいふまでもなく、二人の子である。遺傳要素はすつかり結びついて居る。これを契約だからといつて夫婦關係を解除した所で、子供を切つて分ける譯にも行くまい。要するに、金銭の貸借の如く二人の意志によつて爲す民事契約と見做すのは適當でないと思ふ。

(5) 一男一女

夫婦關係が男女の間に起る事はいふまでもないが、その男は只一人に限られ、その女も亦只一人に限られるとするのが民法の精神である。

一男一女といふのは、一夫多妻でない事を明示して居り、又多夫一妻でもない事を明示して居るのである。そこで既に夫婦関係にあるものが、二人以外の第三者に望をかけてこれと夫婦関係を結ばうとすれば、重婚として罪せられるのである。而して一方が重婚した場合には、前結婚の相手はそれを理由として離婚を要求する事が出来、後結婚の相手は之を理由として結婚の取消をする事が出来るのである。

更に又一つの問題が起る。即ち、既に配偶者があるのに、他のものと將來結婚しやうと豫約をする事が、出来るかどうかといふ事である。此の豫約は成立出来ない。即ち法律上無効となるのである。一例を示せば、一人の男があつて現に妻があるのに、他日此の妻を離別してある女と結婚したいと思ひ、三年の後今の妻を追出すから、結婚の約束をせよと或女に申出したとする。この場合二人の契約は無効であつて、どちらをも拘束する力を持たぬ。男がこれを理由としてその女を抑へる事も出来ず、又その女がこれを理由として男に要求する事も出来ないのである。これは一種の重婚であつて、重婚を禁ずる法律の精神に反するからである。

さて重婚は禁じたと云つても再婚は禁じた事にならぬ。二人が結婚関係を解いた後、二人が別々に他の相手と結婚して見た所で差支へない。この事について、道徳はいろいろの主義に分れて一定

しない。

さて、夫婦関係は一夫一婦であるが、然し、この結婚から姻戚関係を發生するから、一夫一婦の結婚であるものゝ、甲の家、乙の家との関係が新しく生ずるのである。小家族制度の歐米では結婚といへば二人の間だけの関係であつて、外の人には殆ど関係なしといつてよい、即ち妻は夫の両親に對しては我が父母や我が兄弟姉妹に對するほどの親みが無い。この様な夫婦関係である歐米の風は我國のそれとは大いに相違して、そこに日本の結婚制度の特色がある。我が國に於ては夫婦関係が出来ると、同時に夫の父母兄弟姉妹との關係を生じ、又妻の父母兄弟とも姻戚の關係を生ずる。そして兩家の間に相當の親密さが發生する。之は家族制度の一つの表現で、形式的にはその家族制度も次第に變りつゝあるが、而も情誼の間に保存されて居る。従つて結婚の成立上にも相續上にもむづかしい事件が伴生し易い。この様な制度は利益も多いが又弊害も相當にあるのである。

(6) 結婚成立の條件

婚姻が成立する爲には二つの要件が必要である。一つの條件は前に述べた如く届出をするといふことである。届出に依つて社會の公認を得るのであつて、これを形式的要件とする。次に、實質的

要件が必要である。實質的要件といふのは、結婚を遂行して行く上に於て實際上必要な條件で、民法上では次の要件を數へて居る。

第一、共諾、當事者兩人に婚姻の意志ある事である。婚姻は契約であるから、双方の承諾の無い場合は婚姻は成立しない。即ち一方のみの意志、人違、詐欺による婚姻は成立しないのである。

第二、結婚適齡、男子滿十七歳以上、女子滿十五歳以上であることが必要である。これは最低の年齢をいつたので、それ以上なら幾つでもよいのである。併し未成年者の結婚は民族衛生及び日常生活上の脅威となるから、思はしくない。又八十歳以上の高齢者の結婚を禁じて居る國もあるが、我が民法にその規定が無いのは、事實餘り無いことだから規定するにも及ばないのであらう。

第三、重婚でないこと。既に結婚して居る者は、男でも女でも再び他の人と結婚は出来ない。但し、その意味は離婚後の再婚を禁じて居るのではない。

第四、妻が前婚の解消若しくは取消の日より六ヶ月を経過する事。男に對してこの規定の無くて女にあるのは、若し女が前婚解消又は取消後直ちに結婚すれば、その間に出来た子は前婚者の子か後婚者の子かわからなくなるから、それを判明させる爲である。

第五、相姦者との再婚でない事。姦通が表向き沙汰となり、有罪の判決を受けた人同志は結婚

は出来ないのである。

第六、近親結婚でないこと。即ち従兄弟姉妹同志まではよいが、伯叔父母と甥姪との間は三等親内の血族であるから婚姻することは出来ない。又一旦直系姻族の關係を結び、舅よ嫁よ、或ひは婿よ姑よと呼んだ關係になつた時は、よしんば離婚になり、或は配偶者の一方の死によつて、全然姻族關係の止んだ後にも、その舅と嫁、婿と姑とが結婚することはできない事になつて居る。

第七、父母其の他の同意。三十歳未滿の男子、又は廿五歳未滿の女子は戸籍を同じくする父母の同意が必要である。未成年の場合に於て父母の無い時は後見人又は親族會議の同意を必要とする。

第八、婿養子縁組の場合は、縁組と共に、その娘と結婚する場合は、縁組が有効でなければならぬ。縁組が無効になれば結婚も自ら無効になるのである。

(7) 婚姻の效果

夫婦は一心同體であると昔からいはれて來た。一心同體ならば夫婦同格の筈であるが、さうでなくて、夫の人格が妻の人格をカバーするものであるとされて居た。之を支那流でいへば、「妻に主君なし、夫を以て主君とす」といふ様に、夫婦の關係は主従の關係とされたのである。ところが現代

の諸國の法律はこの説を斥けて、男女の人格的對立を認め、所謂夫婦別體主義をとるやうになり、一九一九年のドイツ國憲法では「結婚は男女平等の權利を有する事を基本とする」と宣言するに至つた。即ち男女は對立しつゝ結合して居るものである。圓と圓とが同一中心で重なり合ふといふのでなく、二つの中心をもつた圓が結びついて一つの隋圓を爲すが如き關係であると見る様になつたのである。

日本の法律はやゝ舊風を保存して居て、或點は夫婦同體主義をとり、或點は夫婦別體主義をとつて居る。今婚姻によつて二人の間にどういふ結果が発生するかといふに、我が法律では凡そ次の四箇條を擧げることが出来る。

- (一) 新しく親族關係が発生する。
- (二) 家族關係が變る。
- (三) 妻は無能力となる。
- (四) 夫婦相互に種々の權利義務を生ずる。
- (五) 夫婦の財産關係が新に發生する。

右の中、(一)(二)は、委しく説く必要もあるまい。よつて、専ら(三)(四)(五)について説いて見や

う。妻の無能力とはどう云ふ事かといふに、妻は一身上又は財産上重要な行爲をする時には、夫の許可を必要とする。若し夫の許可を得ずして爲した行爲は、夫又は妻が之を取消す事が出来るといふ事である。この一身上に關する重要な行爲とは、例へば自己の身體に束縛を受くべき契約、例へば女中に傭はれるとか、看護婦に傭はれるとかをいふのである。さういふ事について夫の承諾がなくして獨斷では決められないといふのは、妻の獨立意志を認めない故であつて、即ち妻は無能力者であるのである。更に之を考へて見るに、妻が一身上の契約などを夫に相談なしにするといふ事は無論一家不和合の原因であるから、これを夫と相談するのは當然すぎる程當然である。然し、當然なるが故に妻が無能力と見る事はよくない事であらう。何故であるか。かゝる場合夫の承諾を必要とするのは妻のみに限るべきでは無い。夫とても一身上の或は財産上の行爲をする時には又妻の承諾を必要とすべきではあるまいか。夫が長い旅行をする場合にも妻の承諾は必要であり、夫が家産を擧げて是を投資する場合にも、矢張り妻の同意は必要であるべき筈である。若し妻の同意が不必要とすれば、一家の和合は當然望まれぬ。かゝる點から見て、女子にのみ獨立意志を拒み男子に獨立意志を認めるのは、近代の傾向たる夫婦別體説には合はない。であるから、この規定の如きはこれを省いて、婚姻の結果夫婦相互の間に生じた權利義務中に之を收むべきである。此の他の相互間

の権利義務は次項に於てこれを説かう。

(8) 夫婦相互の権利義務

一男一女が婚姻して夫婦となるや、兩人は互に法律上権利を持ち、義務を持つ事になる。左にこれをかゝげて説明する。

1、貞操の義務

夫婦は互に貞操を守らなければならぬ。併し日本の法律はまだ前時代のおもかげを残して居るが故に、民法では妻の姦通のみを離婚の理由とし、刑法では妻の姦通のみを所屬して居る。されば、夫の貞操の義務は法律的だといふより道德的だと思ふべきであるが、併し最近に至つて大審院の判決例で、夫も亦妻同様法律上の義務として貞操を守らねばならぬといふことになつた。

2、同居の権利義務

民法に「妻は婚姻に依つて夫の家に入る」とあり、「入夫及び婿養子は妻の家に入る」とある。又「妻は夫と同居する義務を負ふ」とあり、又「夫は妻をして同居をなさしむる事を要す」とある。是を夫婦の同居の権利義務と言ふのであるが、夫には権利があつて義務が無く、妻には義務があつ

て権利の無い場合のあるのは民法の缺點である。さればこそ九條武子夫人の如き九年間も空園を守らなければならぬ悲劇も起つたのであらう。

3、扶養の権利義務

民法に「夫婦は互に扶養をなす義務を負ふ」とある。扶養の義務は親子の間にもあるのだが、夫婦の間にもこの義務がある。それ故若し夫もしくは妻がその義務を怠つた場合には、所謂遺棄罪として、離婚の理由になるは勿論、一方が病氣の時などは他方は所罰される事がある。

4、未成年の妻に對する成年の夫の権利

民法に「妻が未成年者なる時は成年の夫はその後見人たる職務を行ふ」とある。未成年者に對しては親権者若しくは後見人が保護するのが普通であるが、既に人妻となれば、夫がその後見人たる職務を行ふのである。そこで、若し夫も未成年である場合は、夫も妻もそれ〴〵親権者或は後見人が之を保護するのである。

5、夫婦間の契約を取消す権利

民法に「夫婦間に於て契約をなしたる時はその契約は婚姻中何時にても夫婦の一方より之を取消す事を得」とある。此の條文について氣を付けて解かなければならないのは夫婦間の契約は婚姻中

なら取消出来るが、婚姻解消後には自ら問題は別になるといふ事である。次に何故斯様な法文が規定されたかといふに、夫婦が約束しながら、一方の意志で取消が出来るのは、奇異に感じられるが併し之は家庭の平和を計る爲で、約束を法律の力で強制させない爲である。例へば妻が夫に毎月五十圓づゝ提供する約束をなし、中頃それがいやになつてその約束を解除したいと思つたとする。この場合、夫が法律をたてにとつて争ふようになれば、夫に反省の機会を與へないで、直ちに家庭の平和を破る結果をもたらすからである。

6、日常家事の代理

民法に「日常の家事について妻は夫の代理人と見なす」とある。そこで妻が呉服屋から反物を買つて月末にその拂を夫にさせる場合に、夫は之を知らぬといつて拒絶する事は出来ない。何故なら妻は夫の代理人として反物を買求めたのであるからである。従つて呉服屋は何處までも、債務の履行を夫に迫り得るのである。所が若し浪費性の妻があつて、贅澤な品物を多數求めたらどうかといふに、民法に次の條文がある「夫は前項の代理権の全部又は一部を否認する事を得」と。併しそれはその呉服屋と妻とが結托して夫に迷惑を與へようとしたなら兎も角、さうでない場合は否認出来ないのであるから、次の但書がある。「之をもつて善意の第三者に對抗する事を得ず」と。

(9) 夫婦財産制

結婚前から所有して居た夫婦各自の財産は結婚によつても元通りであるか、又はその所有者が變るか、又結婚後に各自が取得した財産は誰のものになるか。又は夫婦の財産は夫婦の中の誰がこれを管理するか、家庭生活費は夫婦の中の誰が負擔するか。凡そこれ等の問題を決めるのが民法の夫婦財産制である。國々によつて種々規則が違ふが、我國に於ては夫婦財産制を二つに分ける。その一は夫婦の財産契約で、その二は法定財産制である。

先づ、夫婦の財産については、結婚届出前に任意にその財産について契約する事が出来るが、一旦結婚した後はそれを變更することを許されない。尤も夫婦の一方が他の一方の財産を管理するに當つてその財産を危くした場合には、裁判に訴へて自分で管理するよう前の契約を變更する事が出来る。以上の規定は法文に記されてあるのだが、古來の習慣は結婚前にかうした契約をして置くことに氣付かせず、又之を活用させないのである。

次に法定財産制、結婚届出前に夫婦の財産について何等契約が結ばれて居ないと、夫婦の財産を次の様に取扱ふことになつてゐる。これを管理共通制と名づける。此の點について或國では共產制

といつて、夫婦のものは誰のものでもなく、二人のものだとの見解をとつてゐる。又或國では夫婦の財産を各自の所有にする別産制をとつてゐる。我國では共産制にもよらず、別産制にもよらず、管理共通制といふのによつてゐる。今この主な點をかゝげると、

一、妻又は入夫が婚姻前から有つてゐた財産と、婚姻中に自己の名義で得た財産とは各自の特有財産とする。

二、夫又は女戸主たる妻は婚姻によつて生ずる一切の費用即ち家庭の生活費を負担する。

三、夫又は女戸主たる妻は相手方の財産を使用し、収益する権利がある。尤も離婚の際には、之をその原状に復して返還せねばならぬ。

四、妻の財産は夫が管理する。夫が管理出来ない時は妻自ら管理する。

五、夫が妻の爲に借財し、又は妻の財産を譲渡し、之を擔保に供する等の場合には、妻の承諾を経ることが必要である。

大體右の通りである。即ち財産の所有權は各自に屬させて居りながら、それを管理し、之を使用収益する權を夫に與へて居るのである。以上の規定も又餘り活用されてゐない。何故かといへば、此の制度によれば夫婦が和合して居る時は妻の財産は夫に勝手にされる恐れがあり、和合を缺いた時

は問題解決が相當困難であるからである。されば別産制の簡明なるに越した事は無いやうである。

(10) 婚姻の無効、取消、及び解消

婚姻の形式上及び實質上の要件に缺けるところがあれば、その婚姻は無効となる筈であるが、多くは取消として取扱はれ、當然無効なのは人違ひその他の理由に依つて當事者間に婚姻を爲す意志のない時と當事者が婚姻の届出をなさない時に限つて居る。

次に婚姻當事者の意志が不法に干渉され又は結婚後に、婚姻の要件の缺けたところが認められ、その婚姻は取消されるのである。例へば適齡にならないものが結婚したとする。後にそれを發見した場合には當事者、戸主、又は親などから、その婚姻を取消す事が出来る類である。又は詐偽脅迫によつて一旦は結婚をしても、それを裁判所に訴へて取消すことが出来る。

次に婚姻の解消といふのは、一旦合法的に結婚した關係が消滅することである。この消滅には二通りの場合があつて、第一は、當事者の一方が死亡することである。當事者の一方が失蹤宣告を受けたときも同様である。この場合に於ては夫婦關係は失せるが、親族關係及び家族關係は依然存在する。たとへば、嫁が夫に死なれたとすれば、嫁はまだ其の家のものである。そこで夫の死後その

家から出やうとするには、婚家の戸主と實家の戸主との同意がなければ婚家を去つて實家に復籍することは出来ない。失踪宣告といふのは本人が何處かへ身を隠して後、音信不通であるから生死不明と認めてその宣告を下されるのであるが、失踪宣告後その失踪者が出現して來ても、もう舊婚を復活することは法律の力では出来ない。婚姻の解消の第二は離婚である。離婚といふのは夫婦関係を消滅させるのみならず、家族關係、親族關係をも消滅させる、即ち一切の法律關係を消滅させる點が、當事者の死亡とは異るところである。我が民法では離婚について二通りの方法が許されてゐる。一つは協議離婚で二は裁判離婚である。協議離婚といふのは當事者の双方が離婚すること、双方の意志が合致して出来る場合である。事實は一方の意志に左右されてゐるかも知れないが、時々はその内どれでも一つ理由があれば、それに基いて訴へ出ることが出来る。然し、日本の離婚の統計を見るに、裁判離婚は極めて少数で多くは協議離婚である、然し、昨今女權の伸長に伴つて、次

第に裁判離婚が多くなつたやうである。これは從來と違つた傾向ではあるが、必ずしも歎かばしい現象だと断定すべきではあるまい。

離婚法定原因

- 一、配偶者が重婚を爲したるとき
- 二、妻が姦通を爲したるとき
- 三、夫が姦淫罪によりて刑に處せられたるとき
- 四、配偶者が偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物に關する罪若くは刑法第七十五條、第二百六十條に掲げたる罪に因りて輕罪以上の刑に處せられ、又は其他の罪に因りて重禁錮三年以上の刑に處せられたるとき
- 五、配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- 六、配偶者より惡意を以て遺棄せられたるとき
- 七、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- 八、配偶者が自己の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- 九、配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき

十、新妻子縁組の場合に於て離縁ありたるとき、又は養子が家女と婚姻を爲したる場合に於て離縁若くは縁組の取消ありたるとき

三〇 離婚

結婚が女子の意志を無視して行はれた時代がある如く、離婚も亦、婦人の意志を無視して行はれた時代がある。さういふ時代の離婚を追出離婚といふ。嫁が氣に入らぬ、女房が氣に入らぬと親又は夫の意志で妻を離婚するのである。かうした離婚は女性の権利の認められない時代には、洋の東西を問はず行はれたものである。追出しといつてもたゞ追出さないうで、必ず之に離縁状を與へて居る。離縁状は二つの意味を記してある。即ち前半は自分の都合によつて妻を出すといふこと、後半は一旦出した以上は再度何處へ縁付くとも差支へなしといふことで、再婚承諾書といつたやうなものである。何れも、三下り半に書きつめてあるから、三下り半といへば去り状のことになつて居る。無學のものは、線を三本半引いてそれで去り状の代りとしたこともある。

さて我が國に於ては、明治初年以後離婚は必ずしも夫の意志によるばかりでなく、妻の意志にも依ることが許されて、今日では女から離婚を請求することがあるやうになつた。歐米諸國では双方

から申出ることを許されてゐるが、事實に於ては妻の申出が多いようである。

さて離婚するのがよいか悪いかといへば、いふまでもなく離婚は悲しむべき事である。男にとつても無論だが、女にとつては更に悲しむべきことである。兩人の間の子供にとつては更に大きな悲しみである。又我が國の如き家族制度の國では、その両親にとつても相當に困却なことである。

そこで離婚を全然禁じようとする考へがある。其の代表はキリスト教の一派であつて、「神の合はせ給ふもの、人は之を離すべからず」といふ信仰にもとづいて離婚を否定するのである。しかしお互にきらひなものが強ひて同棲することは、あかの他人と同棲するよりも苦痛である。そこで同棲する事が離婚するよりも苦痛である場合は、離婚を許す事は、人道に合するものと思ふ。この論を推究めると、自由離婚論さへ出るやうになる。即ち夫婦の間に愛がなかつたならば直ちに離婚するがよいといふ論で、エレンカインの唱へるところであるが、我が國はこれに先つて自由離婚實行國であるといつてよろしい。たゞ違ふ所はその離婚を夫婦だけでは決定せず、親兄弟によつて決定されて居るところである。自由離婚を認めると、夫婦の間は際限なくゆるんで行く。何時でも離れてよいといふ心持でお互に接して居れば、お互に努力といふものが失せて来る。お互の努力が失せて我が儘をし通せば努力すれば出来る和合でも出来なくなつて了ふし、相互的修養なども積むことは出来

ない。であるから離婚には理由がなくてはならないといふ事にしておく事は必要である。そしてその理由は何人が聞いても最もであるものでなければならぬ。無論我が國の民法に記してあるやうな十箇條が適當だとは思はぬ。例へば「精神病にかゝつた時」などは少くとも加へたい箇條である。しかし、よく考へると、強ひて十箇條といふやうに澤山な箇條を書くよりは、箇條は簡單にしていて夫婦関係を永續することが出来ない事情が発生したとき、事實調査を行つて判断を下す方がよろしいと思ふ。さうすると、事實調査をしてこれに判断を下すものがなければならぬ。從來日本は親族會議によつてゐるが、親族に必ずしも智者は居らず、又人格者も居るとは限らない。であるから、家事審判所なるものを設けてその所長の判決によつて決めることが適切なことだと思ふ。少くとも一般民衆は家事審判所の判決をまつことがよいと思ふのである。

三一 結納及び結婚の支度

婚約の徴として結納を交換する事は古來の風俗である。結納交換は昔の賣買結婚の痕跡であるといつて之を喜ばない人もあるが、然し縁談に區ぎりをつける爲、何かの徴が必要である。歴史的の起源は兎も角もあの式は良い事だと思ふ。それについて東京の習慣では品物を金に代へてゐる。そ

の際エンゲージリングを贈る事も相當普通に行はれてゐる。それもよからうと思ふ。歐米諸國ではこの際親戚などごく親しい少數の人を集めて内宴を開くといふ事である。日本でもさうする人もある。これもよからうと思ふ。

次に結婚の仕度であるが、まづ嫁についていへば五百圓から二三千圓までを普通として居る。中には一、二萬圓を使ふ人もある。何れも分に過ぎた遣方をしてゐるやうに思ふ。何故そんなにかゝるのかを調べてみると、時計を十五六箇も買集めて見たり、指環を三十箇も買集めて見たり、まるで一生の間使ふものを悉く準備して行くといふ遣り方をして居る。世にこれ程馬鹿げた事はない。又當座のものといつても先方にある鹽や下駄箱まで持つて行くといふ不必要な事もあると思ふ。要するに娘の爲に良かれと思ふ親心からで、親の情は有難い事であるが、冗費になるばかりで、娘の將來の爲にならない。そこで娘に十分の支度をする親心はよいとして、品物の代りに金錢で渡すといふ事にしたかどうか。日本では財産を伴に分けて娘には分けない。支度を十分にしてやるのも財産分與の精神であらうから、その精神を品物にしないで金にして譲るといふ事にしたものである。そしてこの持參金は娘の特有財産と定め、夫が手をつけないうやうにしておきたい。昔のやうに妻のものは全く夫のものであるといふ事はなく、今日は法律の力が女の財産を保護するようになつてゐ

るから益々都合がよいと思ふ。

そこで一體娘の結婚費にどれだけの金を掛けたのが適當かといふに、普通では家の収入の一割位を見當としておくべきである。五千圓の収入の人なら五百圓、三千圓なら三百圓、その範圍で式服及びその他の結婚に必要なものを用意するがよい。もしそれ以上に我子の爲に使ひたいと思ふならそれは悉く現金にして娘に渡す方がよい。娘は之を他日必要に應じて時計でも指環でも着物でも何でも作る事が出来、常に變る流行を追うて新しいものを作り得て、何時までも親の情をしみじみ感じる事になりはしないか。然して時に我家の一大事が起つたら、その時こそ持參金を支出して山内一豊夫人を模ねる事も出来るではないか。

三三 結 婚 式

結婚は人生の一大事で一生に一度しかない事であり、二度するのは例外とすべきであるから、その取扱ひは慎重の上にも慎重にしなければならない。結婚前に於いて慎重にするばかりでなく、結婚後においても亦式當日においても注意を拂ふべきものである。

結婚式をどういふ形で舉げるのがよろしいか。眞に結婚の重大性を表象するやうな式はどういふ

形か之は大いに考ふべきである。或る人は神前式を用ひる。即ち天照大神の御前に於て夫婦の契を結ぶのである。この式も無論結構であるが古くからあつたものでない爲に、ひとしく神前式といつても色々な遣り方があつてどれが最もよいとも確定し難い。次に佛前式といふのがある。之は佛敎信者間に行はれるもので、佛前において焼香、合掌して夫婦の契を固めるのである。之もまだ形が一定せず評判も定まらない。次にはキリスト敎徒に行はれる教會式がある。之は耶蘇敎徒の間には既に確定した式であり、相當に意味が深くてよいと思ふけれども耶蘇敎徒でない人には用ふべからざるものである。それから徳川時代の結婚式では、所謂小笠原流の式で三々九度の盃を以て夫婦の約束をするものである。しかし之も現代においては種々不満の點がある。約束のしるしに酒を汲みかはすといふ事なども、我々の俄かに賛成しがたいところである。

そこで問題は現代において最も適當な式はどういふ形かといふ事である。まづ式服は從來のまゝでよいと思ふ。次に親族の前で取行ふ事もよいと思ふ。又信仰ある人が、寺や教會するのもよし、又日本の神々の前でする事もよいと思ふ。しかし信仰のない者は、どうしたらよいかといふことになると、夫婦契約の嚴肅を保つ爲、聖賢の前でするといふ事が何人にもよからうと思ふ。

さて、約束のしるしに酒盃の交換は面白くない。水はなほ可笑しい。昨今流行し始めた指環の交

換も良からうが、之だけでは嚴肅味がない。そこでやはり契約書に記名捺印する事がよからう。この場合戸籍吏に差出す届出書に記名捺印するならば、一層よいわけである。以上の条件を具へた形で自分が最近一二回繰返して見た式は左の通りである。之を、信仰の無くしてしかも新しい意味のある式を希望する人に勧めたい。即ち正面に日本の神々及び世界の聖賢の畫像もしくは彫刻像を安置し、左右に兩家の父母兄弟姉妹親戚が居並ぶ。聖賢の前に媒酌人夫婦が立ち新郎新婦は音楽と共に靜かにその部屋に入つて來、媒酌人の前に立ち前面左右の三方に敬禮する。やがて、媒酌人は之より兩人の結婚式を行ふ旨を告げ、而して、結婚は人生の一大事であるから國法に基き世界聖人の教によつて十分に考慮して取行つた旨を宣言し、なほ結婚に關する聖訓を説き聞かせて、最後に二人が約束の確實な證據として契約書に自筆で記名捺印させ（捺印は必ずしも必要でない）之を媒酌人の妻が兩家の人々に示し、媒酌人の夫は式の芽出度完了した事を告げるのである。この式は相當意味も深く從來やつて來た最も重要なところを皆採つてゐて大分宜しいやうに思ふのである。

三三 夫婦の道

つひ昨日迄、あかの他人であつたものが、ふとした縁で知合となり、遂に心と心との握手が出來

て終生の契を結ぶことになつたのである。思へば不思議であるが、これも神の引合せといふべきであらう。何よりも先づ二人の心得べき事はこの契約を大切にしま長く和合し互に助け助けられて幸福に且つ有意義に人生を送ることである。かくの如き有意義の結婚は何人も希望する所であるが、それは必ずしも望んで得られるものではない。論より證據、離婚の頻出が之を證明する。我國に於て昔は離婚の率が高かつた。最近に於ても十組の結婚の一は離婚となる。米國は從來、餘り離婚がなかつたが、今や結婚七組に一つの離婚を見るやうになつた。生涯の契約をしておきながら、かくも多數の離婚者を見るのは何故か。時には人力の及ばざる原因が二人を引き離すのかも知れないが、多くは二人の心掛の足りない所より來ると思ふ。心掛は努力一つである。二人の心掛がよければ必ずしもかゝる悲劇を見ずにすむであらう。

心掛の第一は夫婦一體の信念である。二人は一體であると考へて喜びも共にし、悲しみも共にすべきである。これが爲には二人の日常生活を常に近づけて置かなくてはならぬ。支那の教訓に、夫は内をいはず、妻は外をいはずとあるが、これでどうして和合が出來よう。互に協力するには夫が内をいふもよし妻が外をいふも良い。兩人は一個の問題で協力する事によつて、始めて二人は和合し得るのである。

しかしながら、二人は何處までも二人である、一人ではない。一身同體といふ語は一面觀にすぎない。そこで一方に於ては、一身同體の心持で互に相手を見る事が大切であると同時に、他方においては二人は別體なものである。それづくに個性を有し獨自の意志と責任とを有してゐるものであるといふ事を知つて、徒に他に頼らず又他を尊敬すべきである。従來、日本の風俗は全然妻を蔑視し、夫のみの我を通してゐた。之は支那流の教訓夫唱婦隨から來てゐるが、近代では不適當の教訓となつた。明治天皇は、夫婦相和し、と仰せられ相和を以て夫婦の道とせられ、こゝに男尊女卑もなく女尊男卑もないこととなつた。キリスト教會の結婚式に於ては、「夫よ、妻を愛せ」「妻よ、夫を敬ひ且之を愛せ」とあるのは、やはり男尊女卑の約束である。今日では歐米でも折々問題になるが、之はよろしく「夫よ、妻を敬ひ且愛せ、妻よ、夫を敬ひ且愛せ」と訂正すべきである。互に一身同體の氣持でゐつゝも、異身別體たることを忘れないで、各自その責任を重んじ相手の意見を尊ぶ事が夫婦道の根本である。かゝる根本的思想が確固とした信念となつて出て來る爲には、その人々に向心が燃えてゐなければならぬ。一日も人格修養を忘れないといふ精進の人にして、始めて夫婦道が實行出来るものである。より高きものはより低きものを解決するのである。夫婦相和を歌つた萬葉の歌は。夫たり妻たるもの日夕唱和すべきものである。即ち

つぎねふ

山背路を

ひとづまの

馬もて行くに

おのづまの

徒もて行けば

見る毎に

音のみし泣かゆ

そこもふに

心し痛し

たらちねの

母の跡見と

わがもたる

まそみ鏡に

あきつひれ

負ひ並みもちて

馬買へ

我が夫

馬買はゞ

妹徒ならん

よしゑやし

石はふむとも

我は二人

行かむ。

三四貞操

東洋の道徳は婦人に向つて極度に貞操を要求し、死を以つて貞操を擁護せよと命じて居る。それ程に貞操を重大視するのも一應は尤であるが、婦人へのみその義務を負はせるのは今日の思想から見れば不合理である。キリスト教は、そこへ行くと公平で、男子にも貞操を厳守すべきことを命じて居る。であるから舊教では、一旦結婚したものは離婚することが出来ないとして、「神の合はせ給ふもの人之を離すべからず」と命令して居る。かくの如く男も女も生涯一夫一婦を守り通せるなら、まことに結構であるが、事實はこれを裏切ることが多い。そこで、中世紀末に人道主義の人生觀が現れて以來、次第にこの窮屈な教訓を緩和する運動が起つて來て遂には夫婦間に戀愛のない場合には何時でも離れてよいといふ自由離婚説が出るやうになり、その自由離婚説が認められるやうになると、結婚の當初からゆとりのある氣持で、始めた方がよいといふ所謂伴侶結婚説さへ出るやうになつたのである。かうなると夫婦間に於ける貞操は重んじなくなつたかのやうに見える。併しながら決してさうでなくして、やはり依然として何人にも重んぜられて居るのは、第一に一夫一婦の制度である。どんな結婚説を説く人にも、一夫一婦制度が男女結合の形式上一番良いものとされて居る。これに反して一夫多妻、多夫一妻、多夫多妻の如きは何れも家庭の平和を亂し、子供の教育にも害があり、社會の幸福を破壊するものであるとされて居る。而して一夫一婦が主張されて居る

のであるから、夫婦が互に誠實を盡くし合ふこと、即ち貞操の嚴守は兩方とも公平に要求されるべきであるとされる。この點も議論は無いのである。

次に貞操の範圍を昔は主に身體的に限つて居て、童潔を極度に重んじて居たが、今日ではそれを輕んじはしないが、それよりも一層精神的な貞操を重んずる様になり、精神的な貞操を重んずれば身體的なものは顧みない場合もあるやうになつた。それは決して貞操觀念の退歩でなくして進歩である。昔貞操を身體的にのみ解釋して居た時分には良家の子女が不幸にして惡漢に暴行を加へられ、もう一生を闇に葬つて了つたものである。けれどもそれは不幸とはいへるが、不道徳と見るべきではない。それを咎めないのが近代の人道主義である。何となれば貞操は人生至上の最善ではないからである。それから近代に於て再婚を認めるやうになつた以上身體的な不純潔をかれこれいふ必要がなくなつたのである。これも近代人道主義の影響である。かういふところを見て近代人に貞操觀念が無くなつたといふのは誤りである。さうはいふものゝ、處女の純潔を無視するものでない。否一層之を尊重するのである。眞の夫婦の和合は靈肉一致であるから、靈肉一致であるためには處女の純潔を尊敬することは大切である。若しこれを輕んじて居たならば、つまりは精神的に貞操を輕んずることになるからである。例へばある女が、甲と結婚前に、乙と關係したとする。甲と

結婚後、表面上は一夫一婦であるけれど、精神的には多夫一妻であるからである。一夫一婦を厳守する習慣は夫婦の貞操を尊重するばかりでなく、處女の純潔を尊重する。けれども人道主義は餘りに形式に捉はれないから、過去は過去として清算し、將來を暗黒の裡に葬らうとはしない。そこが一見道徳の弛緩と見えてさうではないのである。

結婚讀本(了)

昭和七年三月二十日印刷
昭和七年三月二十三日發行


結婚讀本
定價金二十五錢



著者 市川源三
發行兼印刷者 福島四郎
東京・淀橋・角筈九三

發行所 東京淀橋角筈九三
婦女新聞社

電話四谷一七三六
振替東京二八〇七



373

618

